

防災危機管理局

防災危機管理局

1 業務推進の目的と概要

災害や緊急事態から市民の生命財産を守るため、防災関係機関と連携して被害を最小限に抑える体制や環境を整えるなど、災害に強い安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、「防災コミュニティの推進」、「災害対応計画の推進」、「災害情報等の伝達」の3つの事業を柱とした様々な取り組みを進めている。

2 防災コミュニティの推進

町内会や自治会単位を対象とした自主防災組織の結成を促進し、地域に防災リーダーを養成して住民の防災意識の向上を図るほか、地区自治協議会の防災活動等を支援する。

(1) 自主防災組織の結成と活動

令和7年4月1日現在、市内には自治会または公民館等を単位とする町内会組織が609団体存在している。

本市においては、当該単位での自主防災組織の結成を促しているが、このうちの480団体が自主防災組織を結成している（組織カバー率81.3%）。

(2) 地区自治協議会と防災訓練

市内の全27地区に設立されている地区自治協議会では、それぞれ「地区防災計画」を策定しており、この計画に沿った防災訓練の実施を推奨・支援している。

防災訓練では、避難行動訓練、避難所運営訓練、消火並びに通報等の体験型訓練、救急救命講習、ハザードマップによる図上訓練、非常食炊き出し訓練などを実施しているほか、町内会単位においても同様の訓練を実施しているところもある。

3 災害対応計画の推進

災害の予防、応急対策並びに復旧などを定めた地域防災計画をはじめとする各種の計画を適宜時点修正しつつ、時代に合った防災・危機管理体制を確立する。

また、これらの計画に基づく訓練の実施や、国や県その他防災関係機関との連携強化に取り組む。

(1) 各種の災害対応計画

ア 佐世保市地域防災計画

風水害、地震、原子力災害等の各種災害における災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧に関する事項別の方針等を定めた計画。

イ 佐世保市国民保護計画

国民保護法に基づき、万が一、外国からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置を迅速かつ的確に行い、国民の生命、身体及び財産を保護するための計画。

ウ 佐世保市国土強靱化地域計画

大規模な自然災害等が発生した場合に致命的なダメージを回避し、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができる取組の方向性を示した計画。

エ 佐世保市業務継続計画・受援計画

大規模な自然災害等が発生した場合においても、最低限の行政サービスを維持しながら迅速に災害応急対策を開始するとともに、応援団体の協力を得ながら早期に行政機能の復旧を図るための計画。

(2) 各種訓練の実施状況

①総合防災訓練

大規模災害発生を想定し、「初動時に行う行動」、「職員招集と災害対応行動」、「防災関係機関による救助・救護活動」及び「要配慮者避難体制に関わるボランティア活動」等の各種訓練を実施することで、市民の防災意識の高揚及び災害時における自助、共助の精神の醸成を図るとともに、災害発生時における各防災関係機関の実効性ある対応方策を確認し、各機関等相互の連携強化を図っている。

訓練は、消防、警察、自衛隊、海上保安部、電信電話、電力、ガス、運輸、土木、空調、社会福祉など、様々な関係機関からおおよそ 50 団体、参加人数約 1,300 名、車両等約 80 台に各航空機を加えて実施している。

②原子力艦原子力防災訓練

本市は米海軍が運用する原子力艦船の寄港地であるが、国が定める防災基本計画に「原子力艦の原子力防災対策」が盛り込まれたことに伴い、災害対策基本法に基づき地域防災計画にも「原子力艦の原子力災害対策」が追加された。

そのため、平成 14 年から佐世保港内に設置された放射線のモニタリングポストにおいて、平常より高い数値が確認されたとの想定で訓練を実施し、有事の際における関係機関の連携強化を図っている。

訓練は、消防、警察、自衛隊、海上保安部、医療センター、地元自治会、近隣小

中学校をはじめ、内閣府、外務省、総務省、原子力規制庁などを交え、およそ 40 団体、参加人数約 1,000 名をもって、対策本部の運用や周辺地域のモニタリング、避難誘導、退域時検査、医療救護訓練などを実施している。

③原子力防災訓練

本市における市域の一部は、佐賀県東松浦郡玄海町において九州電力が運用している玄海原子力発電所から 30 km 圏内に位置している。

そのため、国が定める防災基本計画に基づき、長崎県と共催して原子力災害に対する対処要領の確認と関係機関との連携強化を図っている。

訓練は、地震の発生等により、玄海原子力発電所内でトラブルが発生して緊急事態になった場合の初動体制、本部運営や情報伝達に加え、住民の避難・誘導及び帯域時検査、医療救護活動などを実施している。

④国民保護訓練

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」をはじめとする関係法令、また「国民の保護に関する基本方針」及び各機関の国民保護に関する諸計画に基づき、武力攻撃事態（弾道ミサイルによる攻撃）を想定し、関係機関相互の連携要領を確認するとともに、市民の国民保護に関する対応行動の理解・促進を図っている。

訓練は、対策本部の運営や情報伝達に加え、住民の避難・誘導及び救護救援に関する訓練を実施している（令和 6 年度においては、はじめて住民の避難行動に関する実動訓練を国及び県と共催で実施）。

(3) 災害情報共有システムの運用

本市では、災害時における気象観測情報や被害情報等を、速やかに一元的に集約して共有するとともに、集約した情報により避難情報の発令や応急対策の実施など意思決定の迅速化を図るため、令和 5 年 6 月から災害情報共有システムを運用している。また、これらの情報は佐世保市防災ポータルで市民に公開伝達している。

4 災害情報等の伝達

本市では、平成 22 年から本格的な防災行政無線の整備を進め、運用しているところであるが、地勢上起伏が激しく電波が伝わりにくい特徴がある。

そのため、この欠点を解消すべく、システムの更新と合わせて高出力ポケベル波を活用した 280MHz デジタル同報系システム導入を進め、令和 7 年 6 月からは全市域において運用を開始している。

また、台風や豪雨時に、屋内にいても災害情報が聞き取れるよう、戸別受信機（防

災ラジオ)を希望世帯に無償貸与して、情報伝達の確実性を向上させている。

上記のほか、緊急情報を市民の迅速かつ的確に伝達できるよう、防災行政無線の機能強化と併せて、これを補完する伝達手段(防災ラジオ、テレフォンガイド、登録制メール配信、TVによるデータ放送、SNS等)を連携拡充させることとしている。

5 災害対応

災害事象に対して迅速的確に対応し、市民を災害から守るため、気象状況やその他の事象に応じて、防災危機管理局が主軸となって「市災害警戒本部」若しくは「市災害対策本部」を設置し、情報収集、防災行政無線等を活用した市民への情報伝達、避難等の指示、避難所の開設などをはじめとした、必要な業務を実施している。

(1) 災害警戒体制

災害が発生するおそれのある各種の気象警報が発表される見込みがあり、情報収集等が必要なときに設置し、防災危機管理局の職員をもって、佐世保市災害警戒のための情報収集を行っている。

(2) 災害警戒本部

災害が発生するおそれのある各種の気象警報の発表、または長雨期における大雨注意報等の発表により、各種災害の発生が予測されるときに設置し、防災危機管理局長を本部長に、各関係機関及び民間の協力を得ながら、所要の職員をもって警戒体制をとっている。

(3) 災害対策本部

災害が発生し、若しくは災害が発生する恐れのある場合において、市長が設置するもので、市長を本部長とし、所要の職員をもって組織し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(4) 特殊重大災害警戒本部

特殊重大災害に認定されるおそれのある危機事象の発生、または発生するおそれがある場合に設置し、防災危機管理局長を本部長に、各関係機関及び民間の協力を得ながら、所要の職員をもって警戒体制をとっている。

なお、特殊重大災害対策本部の設置は、(3)に準ずる。

企 画 部

政策経営課

(1) 総合計画の推進

新たな時代の潮流に的確に対応するため、「つながる想い ともに創る ^{ミライ}SASEBO」をキャッチフレーズとして策定した「第7次佐世保市総合計画後期基本計画（目標期間：令和6～9年度）」について、本計画で設定されたK P I（重要業績評価指数）に基づき推進する。

(2) 高等・専門教育の充実

進学機会の拡大、若者人口の増加、地元企業への人材供給、地域産業の活性化、生涯教育・学習や教育環境の機能充実を図るため、大学等との連携事業による地域連携や地域貢献を促進する。

(3) 広域連携の推進

県北地域や西九州北部地域等の発展を目指して、中核市である佐世保市がリーダーシップをとり、自治体の機能や都市の魅力を高め、各々の地域資源を生かした経済成長のけん引等に繋げていくために、西九州させば広域都市圏における広域連携の取組みを推進する。

〔主な取組み（令和6年度の実績）〕

第7次佐世保市総合計画後期基本計画の推進

令和2年度からスタートした「第7次佐世保市総合計画後期基本計画」に基づき、各部局において、施策を取り巻く現状とK P I推移の結果分析を軸とした客観的な点検評価を行い、P D C Aサイクル（行政経営サイクル）を継続的に回しながら、効率的かつ効果的な施策展開を図ることで、同計画の着実な推進を図っている。

基幹統計調査の実施

「基幹統計」は、統計法に基づき国が作成する公的統計のうち、特に重要なものとして総務大臣が指定した統計であり、調査によって得られたデータから作成された統計は、国や地方公共団体の政策や施策立案のための重要な基礎資料となるほか、国のホームページなどで公表され、閲覧及びデータ活用が可能である。

令和7年度、法定受託事務として佐世保市が調査に係る実務を担う基幹統計調査名及びそれぞれの基準日、調査周期、実施機関は下表のとおり。

調査名	基準日	調査周期	実施機関
令和7年度学校基本調査	5月1日	毎年	文部科学省
令和7年経済センサス-基礎調査 乙調査	6月1日	毎年	総務省
令和7年国勢調査	10月1日	5年周期	総務省

市史編さん室

本市は、明治35（1902）年4月に市制を施行し、令和9年に125周年を迎える。100年と四半世紀の節目に、佐世保のまちの変遷や市民の暮らしをふり返り、本市の歩みを明らかにすることで、ふるさと佐世保への愛着と市政への理解を深めてもらうとともに、将来のまちづくりに役立てるため、新たな佐世保市史編さん事業を行う。

〔事業概要〕

(1) 事業内容

平成14年度・15年度発行の佐世保市史（百周年史）以降の行政活動を中心に、社会経済情勢を踏まえた市の動きを記録する新たな佐世保市史を編さんする。

(2) 事業の目的

- ・郷土や市政に対する市民の理解と関心を深め、佐世保市民としての誇りやまちへの愛着を醸成する。
- ・郷土の歴史資料及び市政に関する資料を整理・保存し後世に継承することで、今後の市政や魅力あるまちづくりに役立てる。

(3) 事業期間

令和5年度～9年度

(4) 想定スケジュール

令和5年度	編さん方針検討・決定、掲載項目等の決定
令和6～7年度	執筆作業及び校正・編集・デザイン
令和8年度	校正・編集・デザイン
令和9年度	発行

参考：市史の発行状況

市制	詳細（発行年月）
市制施行10周年	佐世保志 上・下（1915年8月）
市制施行30周年	佐世保市の今昔（1934年4月）
市制施行50周年	佐世保市史 教育篇（1953年11月） 総説篇（1955年4月） 産業経済篇（1956年8月） 政治行政篇（1957年12月）
市制施行70周年	佐世保市政七十年史 上・下（1975年3月）
市制施行100周年	佐世保市史 通史編上（2002年4月）下（2003年4月） 軍港史編上（2002年4月）下（2003年4月）

総務部

総務課

- (1) 議会の招集及び議案に関すること。
各定例会の招集、議案の調整及び発送を行う。市長の提案理由、施政方針等の作成を行う。
- (2) 部長会に関すること。
定例部長会や議会関係の部長会（提案理由部長会等）を開催する。
- (3) 市長会に関すること。
長崎県市長会、九州市長会、全国市長会、中核市市長会等の各種会議において、主管部局との調整等を行う。
- (4) 公平委員会に関すること。
職員の勤務条件に関する措置要求に対する判定、職員への不利益処分に対する審査請求に対する判定、職員からの人事管理に関する苦情の処理等を行う。
- (5) 外部監査に関すること。
外部監査（包括外部監査及び個別外部監査）に係る契約等に関する業務を行う。
- (6) 情報公開及び個人情報保護制度に関すること。
情報公開及び個人情報保護事務の指導及び研修の実施並びに行政資料閲覧コーナーにおける各種行政資料等の情報提供を行う。

職 員 課

- (1) 職員の任免、身分、服務その他人事管理に関すること。
- (2) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。
- (3) 職員の研修に関すること。
- (4) 職員の福利厚生に関すること。
 - ・長崎県市町村職員共済組合長期（共済年金）、短期（療養等）給付・福祉（保健、貸付等）事業に関する進達業務。
 - ・職員互助会に関すること。
- (5) 恩給に関すること。
- (6) 職員の労働安全衛生に関すること。
- (7) 職員の公務災害補償に関すること。

1. 職員定数及び現在人員

R7. 4. 1 現在

区 分	現 員 (人)			定 数 (人)
	事 務	技 術	合 計	
市 長 部 局	991	598	1,589	1,588
水 道 局	50	192	242	245
議 会 事 務 局	13	1	14	14
選挙管理委員会	8	0	8	9
監 査 事 務 局	9	0	9	9
消 防 局	0	379	379	370
公 平 委 員 会	1	0	1	1
農 業 委 員 会	9	1	10	10
教 育 委 員 会	90	95	185	212
合 計	1,171	1,266	2,437	2,458

現員には、定数外職員（休職者、派遣職員等）を含む。

2. 特別職及び教育長の給料等月額

市長	1,058,000 円
副市長	873,000 円
企業管理者	721,000 円
教育長	721,000 円

3. 一般職（医師・再任用・定年延長者除く）の給料及び年齢別人員

(R7.4.1 現在)

	人員	給料 (円)			年 齢					
		最高	最低	平均	55 以上	50 以上	40 以上	30 以上	20 以上	20 未満
部長職	27	477,500	458,300	474,774	25	2	0	0	0	0
次長職	57	549,800	431,300	444,211	46	11	0	0	0	0
課長職	135	510,200	391,300	413,156	59	60	15	1	0	0
課長補佐職	232	413,300	372,400	393,212	57	84	90	1	0	0
係長職	814	392,500	287,300	365,017	68	173	510	63	0	0
一般職	1,058	392,500	188,000	280,498	76	63	74	435	388	22
計	2,323			335,355	331	393	689	500	388	22

4. 職員の旅費額表

等級	職 名	日当 (円) (一日につき)	宿泊料 (円) (一日につき)
1 等	市長、副市長、公営企業の管理者、教育長及び常勤の監査委員	3,000	14,800
2 等	1等に該当する職員以外の職員	2,200	10,900

秘書課

秘書業務、市政功労者の顕彰などに当たっている。

歴代市長・副市長・助役・収入役

◎ 市 長

代数	氏 名	就退任年月日	
1	渡辺 修	M 35.9.6	M 39.4.27
2	内田 政彦	39.8.27	T 元.8.26
3	内田 政彦	T 元.9.4	5.9.3
4	加藤 八太郎	5.10.14	9.10.13
5	箆島 桂太郎	10.8.12	14.8.11
6	相賀 照郷	15.6.29	S 5.6.28
7	御厨 規三	S 5.9.10	9.9.9
8	相賀 照郷	9.11.7	13.11.6
9	相賀 照郷	13.11.7	15.3.29
10	小浦 総平	15.8.5	17.4.9
11	小浦 総平	17.5.6	21.5.5
12	中田 正輔	21.8.21	22.4.7
13	中田 正輔	22.4.8	26.4.4
14	中田 正輔	26.4.25	30.4.2
15	山中 辰四郎	30.4.30	34.4.29
16	山中 辰四郎	34.4.30	38.4.29
17	辻 一三	38.4.30	42.4.29
18	辻 一三	42.4.30	46.4.29
19	辻 一三	46.4.30	50.4.29
20	辻 一三	50.4.30	54.4.29
21	棧 熊獅	54.4.30	58.4.29
22	棧 熊獅	58.4.30	62.4.29
23	棧 熊獅	62.4.30	H 3.4.29
24	棧 熊獅	H 3.4.30	7.4.29
25	光武 顕	7.4.30	11.4.29
26	光武 顕	11.4.30	15.4.29
27	光武 顕	15.4.30	19.4.29
28	朝長 則男	19.4.30	23.4.29
29	朝長 則男	23.4.30	27.4.29
30	朝長 則男	27.4.30	31.4.29
31	朝長 則男	31.4.30	R 5.4.29
32	宮島 大典	R 5.4.30	在任中

○ 副 市 長

氏 名	就退任年月日	
西野 賢治	H 19.4.1	H 19.7.31
末竹 健志	19.8.1	23.7.31
川田 洋	〃	〃
末竹 健志	23.8.1	27.7.31
川田 洋	〃	〃
川田 洋	27.8.1	R 元.7.31
山口 智久	〃	〃
山口 智久	R 元.8.1	5.7.31
田中 英隆	〃	〃
西本 眞也	5.8.1	在任中
田中 英隆	〃	7.7.31
杉本 和孝	7.8.1	在任中

※地方自治法の改正により、平成19年4月1日から市長の補助機関として助役に代わり副市長が新設された。

○ 助 役

代数	氏 名	就退任年月日	
1	箴島 桂太郎	M 35.12.5	M 38.12.9
2	岡部 正義	38.12.16	41.6.8
3	高力 新一	41.11.13	T 3.11.12
4	原口 松次郎	T 5.4.20	9.4.19
5	日比野 貞恭	9.10.23	12.3.25
6	寺井 武三郎	14.1.26	S 4.1.25
7	寺井 武三郎	S 4.1.26	8.1.25
8	高田 治郎	8.2.3	10.7.20
9	寺井 武三郎	10.7.20	12.1.8
10	小浦 総平	12.2.22	15.3.29
11	小山 三郎	15.11.3	19.11.2
12	柳沢 恭亮	19.11.13	21.10.10
13	藤野 英陽	21.11.11	25.11.10
14	城戸 鎖吉	24.8.24	28.8.23
15	山中 辰四郎	25.11.16	29.11.15
16	関屋 徹雄	28.12.1	30.6.21
17	田中 保	30.6.22	34.6.21
18	田中 保	34.6.26	37.12.25
19	関屋 徹雄	38.1.16	38.6.30
20	帆足 秀男	38.8.17	42.6.17
21	柳沢 一誠	42.7.1	45.6.29
22	井形 広吉	45.6.30	49.6.29
23	井形 広吉	49.6.30	50.7.20
24	池田 誠市	50.7.21	54.7.20
25	池田 誠市	54.7.21	56.3.31
26	野田 猛	56.4.1	60.3.31
27	野田 猛	60.4.1	H 元.3.31
28	野田 猛	H 元.4.1	5.3.31
29	野田 猛	5.4.1	9.3.31
30	瀬戸口 忠臣	8.4.1	12.3.31
31	村上 啓次郎	9.4.1	13.3.31
32	松嶋 憲昭	12.4.1	16.3.31
33	村上 啓次郎	13.4.1	15.7.31
34	野口 日朗	15.8.1	18.8.23
35	西野 賢治	16.4.1	19.3.31

○ 収 入 役

代数	氏 名	就退任年月日	
1	一ノ瀬 静夫	M 35.11.6	T 3.11.5
2	豊島 梅太郎	T 5.4.20	9.4.19
3	下条 清史	9.10.26	13.7.15
4	高田 治郎	13.8.1	S 8.2.3
5	足立 正人	S 8.7.1	20.8.3
6	高田 嘉一	21.12.6	25.12.5
7	高田 嘉一	25.12.8	29.12.7
8	香田 梅次郎	30.6.22	34.6.21
9	香田 梅次郎	34.6.26	38.6.25
10	岩井 鶴治郎	38.7.6	42.7.5
11	岩井 鶴治郎	42.7.6	43.2.29
12	井形 広吉	43.4.1	45.6.29
13	中川内 政隆	46.6.19	50.6.18
14	中川内 政隆	50.7.12	54.7.11
15	井上 公人	54.7.12	58.7.11
16	井上 公人	58.7.12	62.7.11
17	井上 公人	62.7.13	H 3.7.12
18	川原 進	H 3.7.13	7.7.12
19	村上 啓次郎	7.10.3	9.3.31
20	田平 敏昭	9.4.1	13.3.31
21	川野 公照	13.4.1	17.3.31
22	深堀 寛治	17.4.1	20.3.31

※地方自治法の改正により、平成20年4月1日から収入役を廃止し、会計管理者を置いた。

広報広聴課

広報・広聴業務などに当たっている。

1. 広報活動

本市では、「佐世保市広報戦略」に掲げる「伝えるから伝わるへ」「アナログからデジタルへ」を基本コンセプトとして、「広報させぼ」と「市ホームページ」を中心にさまざまな広報媒体を活用して市政に関する情報発信を行っている。

- (1) 広報させぼ 昭和26年4月に創刊 毎月1回1日発行
A4判、毎月24ページ（全ページカラー）
町内会などを通じて各世帯へ配布
広報させぼと連動した動画の配信、多言語翻訳（10言語）など
対応したデジタル版広報させぼの配信、点字版広報させぼの発行
- (2) ホームページ 市公式ホームページによる情報発信
閲覧者支援機能 外国語自動翻訳（249カ国語）、自動音声読み上げ、文字サイズ・色合いの変更、ふりがな表示
- (3) テレビ放送 NBC させぼ市政だより 毎週土曜日（5分間） 9:25 ～ 9:30
NCC させぼ市政だより 毎週土曜日（5分間） 16:25 ～ 16:30
KTN させぼ市政だより 毎週日曜日（5分間） 5:55 ～ 6:00
NIB させぼ市政だより 毎週日曜日（5分間） 6:10 ～ 6:15
NBC データ放送「自治体情報」 随時掲載
- (4) ラジオ放送 FMさせぼ させぼ市政だより はっぴいFM版（55分間）
毎週金曜日 13:00 ～ 13:55
毎週土・日曜日
（再放送）10:00 ～ 10:55
毎週月曜日（再放送）12:00 ～ 12:55
FM長崎 佐世保市からのお知らせ（5分間）
毎週火曜日 9:05 ～ 9:10
- (5) SNS Facebook、X、LINE、Instagram、YouTube を活用した情報発信

2. 広聴制度

本市では、市民の目線を第一に考え、市民からのご意見等を幅広く受け付け、市の施策や業務の改善に反映させるため、市民の声を広く聴く「広聴」の各種制度に取り組んでいる。

○主な広聴制度

(1) 市民との懇話会 (SASEBO 99 Talk M Café)

市民との対話を深め、市民の視点や意見を広く市政に生かし、元気で活力ある「ひとづくり」や「まちづくり」を、市民の目線で推進するため、市民と市長が直接かつ自由に意見交換できる場として実施するもの。

(2) 市長への手紙

市政に関するご意見やご提案を市ホームページ上や郵便、FAX で受け付けるもの。

(3) ご意見箱

市役所や各支所、宇久行政センターに専用箱を設置し、市役所に対する様々なご意見、ご提案、ご要望、苦情などを幅広く受け付けるもの。

(4) 広聴・FAQ システム

市民の声の一元管理と施策反映を進めるため、システムを活用し、市ホームページのご意見・お問い合わせフォームから市政に関するご質問・ご意見・ご要望などを幅広く受け付けるもの。また、よくある質問に対する答え (Q&A 形式) を簡単に検索できるサービスの提供を行うもの。

東京事務所

昭和 23 年 4 月に開設。本市の各種施策の円滑な推進のため、中央行政機関及び関係国会議員、関係団体や関係企業等からの情報収集、意見交換及び情報発信を主な業務としている。また、企業立地推進室の首都圏での活動拠点として「東京企業誘致センター」を、U・J・I ターン希望者のための「移住応援 Tokyo Office」を事務所内に設置し、企業誘致の活動及び移住相談も行っている。

行政経営改革部

行政マネジメント課

- ・行財政改革の推進に関すること。
- ・地方分権の推進に関すること。
- ・行政機構に関すること。
- ・指定管理者制度及び第三セクターに関すること。

◎行財政改革の推進について

～『第7次佐世保市行財政改革推進計画（行革推進プラン）』の推進～

- 行財政改革に係る市としての基本目標や改革の視点及びその実現に資する取り組み項目等を整理した計画である「佐世保市行革推進プラン」に基づき、計画の推進（進捗管理）を図る。

《計画期間》

令和4年度から令和9年度までの6年間を計画期間として推進を図る。併せて、前期3年[令和4～6年度]、後期3年[令和7～9年度]のアクションプランを策定し、環境変化や施策推進の状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行う。

《基本目標》

①職場における改革・改善マインドの醸成

- 職場に、組織全体で改革・改善に取り組む組織風土があると感じる割合
目標値：100%

②人件費の適正化

- 標準財政規模に対する人件費（会計年度任用職員を含む）の割合
目標値：1/3以下（毎年度の決算時点）

③財政の健全化

- 行革推進プランに基づく改革改善の取組による効果額
目標値：26.7億円

《目指す姿》

～『スマート自治体への転換』～

行政管理機能の高質化を図ることで人口減少下や時代の変革期においても市民サービスの質を向上させ、行政サービスを持続的に提供できる自治体を目指し、行財政改革を推進する。

◎地方分権の推進について

「権限移譲の推進に関するガイドライン」に基づく移譲事務について

- 「権限移譲の推進に関するガイドライン」（平成24年3月長崎県策定）に基づく事務等について、長崎県や庁内主管課等との協議・調整を行いながら、適切な事務移譲を進めている。

◎組織・機構改革について

市民ニーズへの迅速な対応やスピーディーな意思決定を図り、簡素かつ効率的、機動的かつ柔軟性があり、自ら企画立案・実施・評価を行う政策目的に対応した組織体制を目指し、適時、組織・機構改革に取り組んでいる。

[令和7年度見直し]

- 政策課題への適切な対応と、より効率的で効果的な行政サービスを提供するため、組織再編を実施。

項目	内容
「クルーズ事業推進課」の新設	クルーズ客船の着実な誘致・受入を実現するため、「クルーズ事業推進室」を「クルーズ事業推進課」へ見直し。
「住宅政策課」の新設	市民サービスの向上や、政策遂行にあたり意思決定の迅速化を図るため、「都市政策課」、「建築指導課」、「住宅課」が担当していた住宅政策に関する業務を、新たに「住宅政策課」に一元化。
「開発指導室」の新設	盛土規制法によって、令和7年5月から、市内全域が規制区域となり、盛り土等の許可申請・届け出に対する審査指導、無届けの盛り土等のパトロールや関係者への是正指導、既存盛土等の調査および危険な場合の是正措置等の命令・指導等を行うため、「建築指導課」の準課として「開発指導室」を新設。
「消防局企画管理課」の新設	消防団員のなり手不足や複雑・多様化する災害実態に的確に対応するため、「総務課消防団係」「警防課機械係」「消防訓練所」の機能を統合し、「企画管理課」を新設。
「IR対策課」の廃止	IR不認定に伴うIRの総括・検証とIRレガシーの整理業務が一定終了したことから、「IR対策課」を廃止。
「上下水道計画建設課」へ改称	上下水道一体とした体制強化を図るための、「下水道事業課」の業務を一部移管し、「水道計画建設課」を「上下水道計画建設課」へ改称。

- ◆詳細は、「佐世保市行政機構図」のとおり。

◎指定管理者制度の導入について

平成15年9月の改正地方自治法の施行により、「公の施設」の管理運営に指定管理者制度が導入され、従来、委託先が公共的団体等に限定されていた施設の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としており、現在(令和7年4月1日時点)、62施設に導入している。

◎デジタル化による業務改善・見直しについて

『スマート自治体への転換』を実現するための一助として、パソコン操作を自動化する RPA ツールや紙文書を自動的にデータ化する AI-OCR ツールを活用し、単純作業の省力化による業務効率化を図っている。

また、市民等がパソコンやスマートフォンから様々な申請・届け出をできるようにする「汎用電子申請システム（オンライン申請システム）」および公共施設の予約や空き状況の確認を行うことができる「公共施設予約システム」を運用し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図っている。

DX推進課

〔主な取組み〕

1. 佐世保市 DX 戦略の策定・推進

少子高齢化や人口減少など、本市を取り巻く環境が大きく変化する中、行政サービスを継続・発展させるためには、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の取組が重要となる。

そのため、本市では、令和4年2月に「佐世保市DX戦略」を策定した。同戦略では、「窓口業務」や「内部事務」のデジタル化など、いわゆる「行政経営」分野に加え、「観光」「土木・都市整備」「子ども」「保健福祉」など、「まちづくり」分野もDXの対象として、佐世保市全体のDXを推進する。

2. 先進技術等を活用した業務の効率化・市民の利便性向上

窓口での多言語翻訳に対応した音声翻訳AI（人工知能）や、音声の文字起こしをするAIや文書生成AIをはじめとした先進的なICT技術の活用を推進している。

佐世保市LINE公式アカウントでは、従来のチャットボット機能により市民からの簡易な問い合わせに対応するほか、新たに市のイベント情報や子育て情報等、市民の関心が高い情報を提供するなど、簡単・便利に市の情報にアクセスできる環境構築を進めている。

また、行政手続き窓口や市が発行する納付書の支払いにおいてキャッシュレス化を推進しており、一人一人のライフスタイルに合った支払い方法を柔軟に選択することが可能となり、支払いのために窓口へ出向く必要がなくなるなど、市民の利便性の向上に努めている。

3. 統合型GIS及び公開型GIS「させぼ街ナビ」の運用管理

公共施設、市道等、行政の地図情報を総合的に管理する統合型GISを整備し、高度な分析や迅速な判断が可能になることで行政事務の効率化を推進している。

また、市民向けのGISとして地図情報検索サービス「させぼ街ナビ」をインターネット上に公開し、様々な地図情報を提供することにより、行政サービスの向上を図っている。

4. 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティポリシーに基づいて情報資産の適正な管理及び円滑な運用に関する取り組み（PDCA サイクル）を実施し、本市の情報セキュリティを継続的かつ計画的に維持している。

また、番号法に定められた、安全管理措置を適切に実施し、特定個人情報の保護に努めている。

5. 情報通信格差の是正対策

光ファイバによる超高速の情報通信基盤が整備されていない地域について、民間通信事業者に対する支援を行い、整備促進を図っている。なお、令和6年度は民間通信事業者により宇久町への光インターネットサービスの提供が開始されている。

6. 庁内情報基盤の維持管理

本庁及び各出先機関等を光回線で結んでいる地域イントラネットワークの管理や職員の一人1台パソコンの整備を行い、情報共有と行政事務の効率化を進めている。

更に、時間・場所にとらわれない働き方やペーパーレス化の実現のため、従来の一人1台パソコン（デスクトップパソコン）を様々な場所に持ち運ぶことができる可搬型のパソコンに変えることにより、職員がいつでも・どこでも生産性が高く最適な働き方ができる職場環境を構築することで、市民サービスの向上を目指している。

また、国及び全ての地方公共団体と相互に接続した総合行政ネットワーク（LG-WAN）の運用管理を行っている。

7. 基幹系業務システムの運用管理

基幹系業務システムを利用し、本市の行政事務55業務（住民記録・税業務等22業務及びシステム間データ連携業務33業務）をコンピュータ処理することで、事務の効率化を図るとともに、行政サービスの向上に努めている。

このうち、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の対象となる業務については、標準準拠システムへの移行を進めている。

財 務 部

財政課

財政課基本方針

○政策目標

1. 持続可能な財政運営

- ① 財源規模に見合った財政規模への調整
- ② 重点的な予算配分を通じた財政の効率化、質的改善
- ③ 後年度に負担を残さない形での歳入の確保
- ④ 中長期的なスパンにおけるプライマリーバランスを意識した投資的経費の調整
- ⑤ 適正な予算執行
- ⑥ 的確な財政分析と財務情報の作成・公表
- ⑦ 計画的な財政運営

○基本的な考え方

1. 将来にわたり市民が必要とする公共サービスを提供していくために「後年度に負担を残さない形」での増収とコスト縮減などにより財源を確保し、財源調整基金の残高の推移に留意しつつ、持続可能な財政を確立する。
2. 行政のスリム化だけではなく、地域の活性化を目標に財政構造の改革（財源の涵養、公的関与の適正化など）を図り、自律的な財政運営を目指す。
3. 財政運営指針、財政計画（財政の収支見通しと財政計画）で示した佐世保市の財政状況を市民、職員に分かりやすく公表・説明することにより、財政運営に係る市民満足度の向上に努める。

令和7年度予算編成方針

本市においては、令和5年度に佐世保市総合計画後期基本計画（令和6年度～9年度）を策定し、令和6年度から《ひと》《しごと》《まち》《くらし》の各政策を推進している。令和7年度はその2年目にあたることから、掲げる政策課題を解決するため、施策を展開するとともに、具体的な成果を出していく年となっている。

特に、こどもまんなか推進会議、次代のまちづくり推進会議での議論を踏まえたシティブランディング・プロジェクトについては、「静かなる有事」とも言える人口減少という喫緊の課題に取り組むべく、確実な事業の推進が求められている。

令和7年度財政計画では、市税収入の増等歳入を一定見込んでいるが、今後の経済情勢によっては、物価高騰による扶助費や物件費の増、更なる金利の上昇による公債費の増が想定されるなど、予断を許さない状況にある。

こうした認識のもと、限られた経営資源の中で、政策を実現させるには、抜本的かつ徹底的な行財政改革に取り組むことに加え、事業の優先度に応じた選択と集中を行うとともに、費用対効果の観点から、不断に事務事業を見直すことにより、予算の「質の向上」に取り組んでいかなければならないと考え、令和7年度予算編成にあたっては、以下の基本方針を定めた。

1. 「人口減少」という政策課題を解決するため、シティブランディング・プロジェクトを展開する
2. 第7次佐世保市総合計画後期基本計画の2年目として、県との連携を図りながら各施策を確実に推進する
3. 官民共創の意識を持ち各施策を推進する。また、行財政改革にも取り組むことで、必要な財源を確保する
4. 賃金・物価・金利の上昇等、近年の経済環境の変化にしっかり対応する
5. 財政の健全性を堅持し、災害等緊急的な事案にも即応できるよう一定の柔軟性を確保する

令和7年度当初予算の特徴としては、総合計画後期基本計画の2年目となることを踏まえ、本計画に掲げるまちづくりの実現に向け、本市が持つ多様な資源を活用し、本市の可能性や魅力を最大限活かし、未来を先取る取組みに挑戦したいと考えていることから、「“選ばれるまちSASEBO”をつくるシティブランディング・プロジェクト」の始動に関連する39事業に15億3,642万円を計上するとともに、人口が減少するなか行政サービスや行政のあり方そのものに対する変革の視点を持ち、着実に実行に移していくことが必要不可欠であることから、「佐世保市DX戦略」に基づく、DX戦略関連事業に取り組むことに加え、ゼロカーボン推進事業も実施することとしている。

なお、DX戦略におけるリーディング事業については、総合計画後期基本計画でもKPIとしている標準財政規模の10%を超えて保持する財源調整2基金を活用しながら実施していくこととし、令和7年度は16事業に8億3,699万円を計上している。

1. 一般会計決算額

(1) 歳入

(単位 千円)

款	年度	令和3	令和4	令和5
市	税	29,238,914	29,677,258	29,837,353
地	方			
	譲	761,481	755,900	763,742
	与			
	税			
利	子	15,466	8,602	8,691
配	当	116,769	91,656	108,716
株	式	147,206	88,249	135,734
	等			
	譲			
	渡			
	所			
	得			
	割			
	交			
	付			
法	人	341,776	359,946	384,009
	事			
	業			
	税			
	交			
	付			
地	方	5,956,628	6,119,367	6,095,222
	消			
	費			
	税			
	交			
	付			
	金			
ゴ	ル	40,791	42,054	40,403
	フ			
	場			
	利			
	用			
	税			
	交			
	付			
	金			
自	動	0	1,532	2,275
	車			
	取			
	得			
	税			
	交			
	付			
	金			
国	有	785,088	797,997	784,784
	提			
	供			
	施			
	設			
	等			
	所			
	在			
	市			
	町			
	村			
	助			
	成			
	交			
	付			
	金			
地	方	621,341	201,797	206,820
	特			
	例			
	交			
	付			
	金			
地	方	26,939,462	25,973,757	26,094,603
	交			
	付			
	税			
交	通	31,731	27,098	24,330
	安			
	全			
	対			
	策			
	特			
	別			
	交			
	付			
	金			
分	担	2,251,347	2,213,796	2,199,849
	金			
	及			
	び			
	負			
	担			
	金			
使	用	1,293,994	1,330,333	1,377,122
	料			
	及			
	び			
	手			
	数			
	料			
国	庫	34,017,713	31,542,632	30,692,961
	支			
	出			
	金			
県	支	13,349,330	9,677,210	9,567,260
	出			
	金			
財	産	696,462	684,864	1,191,381
	収			
	入			
寄	附	2,094,253	2,422,331	2,349,462
	金			
繰	入	4,042,451	5,825,308	5,479,843
	金			
繰	越	5,147,823	5,612,253	5,266,865
	金			
諸	収	4,124,749	4,784,061	4,904,708
	入			
市	債	7,857,500	6,936,200	6,036,100
	債			
環	境	38,420	47,211	54,100
	性			
	能			
	割			
	交			
	付			
	金			
計		155,146,065	135,221,412	133,606,333

(2) 歳出(目的別)

(単位 千円)

款	年度	令和3	令和4	令和5
議	会	544,693	569,658	586,961
総	務	16,550,839	16,607,994	17,267,286
民	生	53,356,859	49,986,705	52,060,022
衛	生	13,185,866	13,330,293	12,145,479
労	働	67,991	70,038	75,616
農	林	2,273,498	2,724,989	3,022,243
	水			
	産			
	業			
	費			
商	工	10,750,690	6,833,461	5,945,872
土	木	8,101,681	9,208,522	8,846,563
港	湾	2,047,178	2,543,945	2,392,097
消	防	4,695,200	4,280,298	4,198,295
教	育	11,090,555	12,806,568	11,878,921
災	害	1,200,218	707,302	756,077
	復			
	旧			
	費			
公	債	10,433,174	10,284,774	10,163,329
	費			
諸	支	0	0	0
	出			
	金			
計		134,298,442	129,954,547	129,338,761

※表中における計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

2. 一般会計予算額（当初予算）

(1) 歳入

(単位 千円)

款	年度	令和5	令和6	令和7
市	税	29,600,000	29,300,000	30,400,000
地	方			
	譲	740,000	778,000	790,000
	与			
	税			
利	子	9,000	10,000	18,000
配	当	78,000	90,000	162,000
株	式	102,000	144,000	258,000
	等			
	譲			
	渡			
	所			
	得			
	割			
	交			
	付			
法	人	353,000	384,000	426,000
	事			
	業			
	税			
	交			
	付			
地	方	6,700,000	6,200,000	6,100,000
	消			
	費			
	税			
	交			
	付			
	金			
ゴ	ル	44,000	43,000	42,000
	フ			
	場			
	利			
	用			
	税			
	交			
	付			
	金			
環	境	44,000	53,000	61,000
	性			
	能			
	割			
	交			
	付			
	金			
国	有	798,000	781,200	822,000
	提			
	供			
	施			
	設			
	等			
	所			
	在			
	市			
	町			
	村			
	助			
	成			
	交			
	付			
	金			
地	方	188,000	1,099,000	162,000
	特			
	例			
	交			
	付			
	金			
地	方	23,900,000	25,500,000	27,580,000
	交			
	付			
	税			
交	通	28,000	24,000	23,000
	安			
	全			
	対			
	策			
	特			
	別			
	交			
	付			
	金			
分	担	2,255,023	2,174,707	2,104,679
	金			
及	び			
	負			
	担			
	金			
使	用	1,455,768	1,552,703	1,574,520
	料			
及	び			
	手			
	数			
	料			
国	庫	24,475,083	24,177,451	27,154,603
	支			
	出			
	金			
県	支	9,961,198	10,050,152	10,979,275
	出			
	金			
財	産	1,176,203	614,428	969,594
	収			
	入			
寄	附	2,741,317	2,822,519	2,849,588
	金			
繰	入	5,787,064	5,342,921	5,498,389
	金			
繰	越	132,833	133,458	48,903
	金			
諸	収	4,942,558	4,931,762	6,712,647
	入			
市	債	3,932,300	4,944,600	5,558,600
	計	119,443,347	121,150,901	130,294,798

(2) 歳出（目的別）

(単位 千円)

款	年度	令和5	令和6	令和7
議	会	608,240	583,868	593,223
総	務	13,503,196	12,763,467	14,145,541
民	生	47,653,945	49,304,971	53,139,477
衛	生	12,895,643	11,996,331	12,770,786
労	働	76,913	78,258	88,433
農	林	2,833,254	2,374,671	2,275,489
	水			
	産			
	業			
	費			
商	工	6,081,711	5,810,098	6,689,344
土	木	7,896,352	9,318,732	10,371,205
港	湾	2,161,939	2,265,975	2,861,844
消	防	4,314,091	5,250,893	4,927,114
教	育	10,726,869	11,053,927	11,953,895
災	害	387,402	372,036	746,539
	復			
	旧			
	費			
公	債	10,202,792	9,926,674	9,680,908
	費			
諸	支	1,000	1,000	1,000
	出			
	金			
予	備	100,000	50,000	50,000
	費			
	計	119,443,347	121,150,901	130,294,798

3. 一般会計性質別内訳

(1) 決算額

(単位 千円)

区分		年度	令和3	令和4	令和5
人	件	費	20,394,540	20,420,317	20,516,880
物	件	費	17,174,289	19,838,490	17,863,752
維	持	補修費	729,958	952,539	807,116
扶	助	費	40,216,195	37,032,363	38,904,102
建	設	事業費	14,023,390	15,989,850	14,941,254
内 訳	1.	一般事業	12,823,172	15,282,548	14,185,177
	2.	災害復旧	1,200,218	707,302	756,077
	3.	失業対策	0	0	0
公	債	費	10,433,174	10,284,775	10,163,329
そ	の	他	31,326,896	25,436,213	26,142,328
計			134,298,442	129,954,547	129,338,761

(2) 予算額 (当初予算)

(単位 千円)

区分		年度	令和5	令和6	令和7
人	件	費	21,418,716	21,429,582	22,267,444
物	件	費	18,603,299	17,825,759	21,218,878
維	持	補修費	948,789	951,742	914,402
扶	助	費	34,130,628	35,708,754	37,832,463
建	設	事業費	11,465,016	12,233,590	14,149,438
内 訳	1.	一般事業	11,077,614	11,861,554	13,402,899
	2.	災害復旧	387,402	372,036	746,539
	3.	失業対策	0	0	0
公	債	費	10,202,765	9,926,674	9,680,908
そ	の	他	22,674,134	23,074,800	24,231,265
計			119,443,347	121,150,901	130,294,798

4. 特別会計決算額

(単位 千円)

会計	年度	令和3	令和4	令和5
住 宅 事 業		4,673,671	3,402,940	2,628,702
国民健康保険事業		25,957,645	24,747,017	25,180,665
競 輪 事 業		24,897,766	26,576,163	29,590,417
卸 売 市 場 事 業		941,513	969,754	1,011,069
佐世保市等地域交通体系整備事業		15,252	21	32,787
土 地 取 得 事 業		60,095	74,436	89,043
介 護 保 険 事 業		24,709,194	24,797,094	25,287,645
交 通 船 事 業		41,426	40,398	51,019
集 落 排 水 事 業		27,455	24,414	24,106
後期高齢者医療事業		3,393,274	3,576,218	3,682,214
工業団地整備事業		24,400	24,396	18,278
港 湾 整 備 事 業		314,473	381,122	454,332
臨海土地造成事業		110,714	119,538	129,071
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		22,421	16,398	13,052
病院資金貸付事業		1,458,553	1,525,095	1,588,013
計		86,647,852	86,275,004	89,780,413

(注1) 決算は歳出のみ記載した。

(注2) 表中における計数は、それぞれ端数調整等を行っているため、計とは一致しない場合がある。

5. 特別会計予算額（当初予算）

(単位 千円)

会計	年度	令和5	令和6	令和7
住 宅 事 業		2,615,936	2,600,517	3,345,035
国民健康保険事業		25,092,857	24,856,414	24,351,589
競 輪 事 業		28,796,589	30,695,269	25,423,625
卸 売 市 場 事 業		1,030,782	1,120,435	962,143
地域交通体系整備事業		225	192	539
土 地 取 得 事 業		221,613	338,743	369,576
介 護 保 険 事 業		25,583,119	25,838,352	25,911,589
交 通 船 事 業		54,102	47,940	50,894
集 落 排 水 事 業		24,711	26,766	25,479
後期高齢者医療事業		3,765,205	4,191,149	4,320,406
工業団地整備事業		18,337	18,123	16,360
港 湾 整 備 事 業		522,400	581,387	1,911,297
臨海土地造成事業		129,831	136,181	132,177
母子父子寡婦福祉資金貸付事業		29,656	33,650	61,008
病院資金貸付事業		1,752,874	2,380,319	1,476,222
計		89,638,237	92,865,437	88,357,939

6. 企業会計決算額

(単位 千円)

区分	年度	令和3	令和4	令和5
水道事業		11,264,030	11,389,384	12,002,655
下水道事業		10,420,702	10,843,290	9,800,333
交通事業		—	—	—
計		21,684,732	22,232,674	21,802,988

(注) 収益的支出及び資本的支出の計。

7. 企業会計予算額 (当初予算)

(単位 千円)

区分	年度	令和5	令和6	令和7
水道事業		12,640,848	13,090,462	12,212,769
下水道事業		11,304,627	10,300,715	11,162,290
計		23,945,475	23,391,177	23,375,059

(注) 歳出のみ記載した。

8. 地方交付税

(単位 千円)

区分	年度	令和4	令和5	令和6
普通交付税		23,774,354	24,119,069	25,646,319
特別交付税		2,199,403	1,975,534	1,982,421
財政力指数		0.530	0.529	0.520

9. 健全化判断比率

(単位 %)

区分	年度	令和3	令和4	令和5
実質赤字比率		—	—	—
連結実質赤字比率		—	—	—
実質公債費比率		4.5	4.7	5.5
将来負担比率		—	—	—

10. 市有財産現況（土地、建物、その他営造物を除く）

R7.3.31現在（単位 千円）

財産名称		銀行預金	有価証券	運用金 積戻未済金	計
基	減債基金	458,342	2,750,000		3,208,342
	財政調整基金	1,832,281	4,968,000		6,800,281
	災害補てん基金	789,943			789,943
	奨学基金	544,244			544,244
	交通安全基金	1,818			1,818
	福祉基金	648,088			648,088
	教育文化振興基金	164,861			164,861
	ふるさと創生基金	33,615			33,615
	交通遺児救済基金	56,487			56,487
	合併市町村振興基金	1,071,476			1,071,476
金	市民公益活動自立化支援基金	30,841			30,841
	子ども未来基金	244,211			244,211
	過疎地域自立促進特別事業基金	329,916			329,916
	施設整備基金	1,557,661	2,582,000		4,139,661
	暴力追放推進基金	20,214			20,214
	ふるさと佐世保元気基金	3,535,772			3,535,772
	学校施設整備基金	50,418			50,418
	森林環境譲与税基金	82,208			82,208
	計	11,452,396	10,300,000		21,752,396

※表中における計数はそれぞれ四捨五入によっているため、計とは一致しない場合がある。

11. 有価証券明細

R7.3.31現在（単位 円）

区分	数量	金額	摘要
基金	1	1,200,000,000	名古屋市公募公債
	1	100,000,000	福岡市公募公債
	1	1,300,000,000	共同発行地方債
	1	100,000,000	北海道公募公債
	1	400,000,000	大阪府公募公債
	1	600,000,000	福岡県公募公債
	1	2,500,000,000	長崎県公募公債
	1	300,000,000	地方公共団体金融機構債
	1	200,000,000	島根県公募公債
	1	100,000,000	神奈川県公募公債
	1	200,000,000	茨城県公募公債
	1	1,000,000,000	広島県公募公債
	1	600,000,000	山梨県公募公債
	1	500,000,000	愛知県公募公債
	1	800,000,000	東京都公募公債
	1	200,000,000	秋田県公募公債
	1	100,000,000	福井県公募公債
1	100,000,000	兵庫県公募公債	
計		10,300,000,000	

資産経営課

事務事業の概要

- 公共施設の適正配置・保全に係る企画及び調整に関すること
- 遊休資産の有効活用に係る企画及び調整に関すること
- 公共施設等総合管理計画に関すること
- 資産活用推進会議に関すること
- 公有財産の管理及び処分に関すること
 - ・他の部課かいに属しない公有財産の管理・処分に係る企画・調整
 - ・固定資産台帳の整理
 - ・市有地の境界査定
- 火災保険、市民総合賠償補償保険、自動車保険に関すること
- 土地開発基金及び土地取得事業特別会計事務に関すること
- 本庁舎・中央保健福祉センター・高砂駐車場の維持管理に関すること
- 集中管理車（9台）の管理及び配車に関すること
- 用地取得及び損失補償事務に関すること
- 登記の事務に関すること
- 用地対策連絡協議会に関すること
- 所有者不明土地法に関すること

市 民 税 課

事務事業の概要

- 個人市県民税、法人市民税の賦課業務
- 市税の諸証明及び閲覧に関する業務
- 佐世保市固定資産評価審査委員会に関する業務

市民税の納税義務者数

年度	区 分	個 人	法 人
		(単位:人)	(単位:社)
令和2		116,389	6,223
令和3		115,367	6,322
令和4		114,707	6,293
令和5		114,866	6,365
令和6		114,800	6,441

資 産 税 課

事務事業の概要

- 固定資産税及び都市計画税の賦課業務
- 入湯税、軽自動車税、市たばこ税の課税業務
- 国有資産等所在市町村交付金に関する業務

固定資産税の土地筆数・家屋棟数・償却資産の納税義務者数 軽自動車税の登録台数

年度	区 分	土 地	家 屋	償 却
		(単位:筆数)	(単位:棟数)	(単位:人)
令和2		422,844	145,787	2,892
令和3		421,622	144,926	2,655
令和4		422,051	145,256	3,006
令和5		423,224	145,173	3,056
令和6		423,070	144,972	3,059

(注) 免税点未満を除く。

年度	区 分	軽 自
		(単位:台)
令和2		107,315
令和3		107,520
令和4		107,425
令和5		107,688
令和6		107,375

(注)米軍所有等の台数を除く

収 納 推 進 課

事務事業の概要

- 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の徴収業務
- 滞納整理の効率化及び適切な進行管理
- 自主納付の推進、納付環境の整備
- 全庁の債権管理の効率化及び適正化

1. 令和6年度市税収入状況

R7. 5. 31現在(単位 千円)

税目		収入済額	現年課税分	徴収率	滞納繰越分	徴収率	合計	徴収率
市	個人	均等割	342,472	99.0	2,496	25.2	344,968	97.0
		所得割	9,919,195	99.0	72,297	25.9	9,991,492	97.0
		小計	10,261,667	99.0	74,793	25.9	10,336,460	97.1
民	法人	均等割	599,191	99.3	2,311	13.8	601,502	97.0
		税割	1,224,703	99.9	364	0.8	1,225,067	96.3
		小計	1,823,894	99.7	2,675	4.3	1,826,569	96.5
計			12,085,561	99.1	77,468	22.1	12,163,029	97.0
固定資産税	土地・家屋・償却資産		12,002,370	99.2	52,555	19.3	12,054,925	97.4
	国有資産等所在市町村交付金		163,219	100.0	—	—	163,219	100.0
	小計		12,165,589	99.2	52,555	19.3	12,218,144	97.5
軽自動車税	環境性能割		49,101	100.0	—	—	49,101	100.0
	種別割		813,459	99.0	6,280	28.3	819,739	97.1
	小計		862,560	99.0	6,280	28.3	868,840	97.3
市たばこ税			1,954,903	100.0	—	—	1,954,903	100.0
都市計画税			1,922,073	99.2	8,447	19.3	1,930,520	97.4
入湯税			59,074	100.0	—	—	59,074	100.0
合計			29,049,760	99.2	144,750	21.0	29,194,510	97.4

(国民健康保険税収納状況は、保健福祉部医療保険課に掲載しています。)

2. 口座振替納付の推移

(単位 人)

年度 \ 税目	市県民税	固定資産税	軽自動車税	市税計	国民健康保険税	合計
令和2	6,100	35,503	13,177	54,780	8,958	63,738
令和3	5,941	34,991	13,218	54,150	8,644	62,794
令和4	5,706	34,480	13,012	53,198	8,182	61,380
令和5	5,550	33,927	13,062	52,539	7,979	60,518
令和6	4,025	33,364	12,984	50,373	7,621	57,994

※市県民税については、定額減税により非課税となったケースが多いため、例年より件数が減少している。

3. コンビニ納付の推移

(単位 件)

年度 \ 税目	市県民税	固定資産税	軽自動車税	市税計	国民健康保険税	合計
令和2	30,753	61,066	41,778	133,597	54,090	187,687
令和3	30,829	62,865	40,586	134,280	56,879	191,159
令和4	31,928	67,261	42,542	141,731	61,255	202,986
令和5	33,777	70,582	43,703	148,062	65,937	213,999
令和6	30,984	73,280	42,616	146,880	65,833	212,713

4. キャッシュレス納付の推移

(単位 件)

年度 \ 税目	市県民税	固定資産税	軽自動車税	市税計	国民健康保険税	合計
令和2	186	164	9	359	387	746
令和3	3,349	7,016	4,520	14,885	4,124	19,009
令和4	4,290	9,883	5,204	19,377	5,285	24,662
令和5	3,791	12,001	6,893	22,685	4,810	27,495
令和6	4,156	17,223	9,318	30,697	6,343	37,040

※令和2年11月よりキャッシュレス納付開始。(クレジットカード、インターネットバンキング、スマホアプリ)

※令和5年度より共通納税(QRコードを利用した納付)開始。(固定資産税及び軽自動車税のみ)

QRコード: (株)デンソーウェーブの登録商標

契約課

事務事業の概要

- 入札参加者の資格審査に関すること。
- 指名業者の選定に関すること。
- 建設工事業者選定審査委員会に関すること。
- 建設工事及び建設コンサルタント業務の契約並びに支払に関すること。
- 工事請負、物品調達及び業務委託に関する入札制度の調査、研究に関すること。
- 物品の購入、修理、出納及び保管並びに不用品の売却並びに印刷物の製造の契約事務に関すること。

技術監理課

1. 事務分掌

- (1) 工事の検査・指導に関すること
(令和6年度完了検査376件 契約額174.8億円)
- (2) 建設技術職員の専門別研修に関すること。
- (3) 土木設計積算システムの管理等に関すること。
- (4) 建設技術の情報収集や調査業務に関すること。
- (5) 優秀工事建設業者等の表彰に関すること。
- (6) 建設副産物の対策に関すること。

市民生活部

コミュニティ・協働推進課

(1) 町内会等地域コミュニティ活動への支援

① 町内・自治会集会所等施設整備事業

町内会等自治会組織が行う施設整備に必要な資金の補助や貸付（銀行融資）事業を行っている。

② 地縁による団体の法人認可事務

町内会などの「一定の区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で法人格付与の要件を満たしたとき、所有する不動産をその団体名義で登記ができるようになる地縁団体の認可業務を行っている。

③ 行政協力業務

市民に対する連絡を緊密にし、市政の円滑な運営を図るため、広報紙配布等の業務を町内会等に委託している。

④ 地域コミュニティ推進事業

豊かで活力のある地域コミュニティの構築に向け、令和5年3月に策定した第3期佐世保市地域コミュニティ推進計画や佐世保市地域コミュニティ活性化推進条例に基づき、市内全域で設立された27地区の地区自治協議会を認定し、財政上の支援などを行っている。

また、町内会等自治組織の活性化を図るため、「町内会活性化ガイドライン」を策定し、運営しやすい町内会づくりの提案や広報紙等による情報発信、住民異動窓口等による町内会加入促進などの活動支援を行っている。

⑤ 地域活動用AED貸出事業

市内5地区コミュニティセンターに貸出し用AEDを設置し、町内会等が実施する行事に対して貸出しを行っている。

⑥ 佐世保市市民活動保険事業

地域コミュニティ組織や市民公益活動団体などに所属する市民の市民活動中に発生したケガや損害賠償などの補償を行っている。

⑦ コミュニティセンター管理運営・施設整備事業

地域コミュニティの活性化や社会教育活動を推進すると同時に、住民主体の自治の実現に向けた取組を進めるため、地域拠点として設置しているコミュニティセンターの管理運営を行っている。

また、老朽化が課題になっている施設もあるため、計画的に改修を行っている。

コミュニティセンター

R7.4.1現在

コミュニティセンター名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数 (R6実績)
まちなか コミュニティセンター	常盤町6-1	サンクル3番館の1~2階 サンクル4番館の1階 (設置) S29. 8. 11 (移転) H27. 2. 1	講座室(5) 和室 講堂	49,140人
早岐地区 コミュニティセンター	早岐1丁目 6-38	鉄筋2階建 1階 講座室など 2階 集会場 (設置) S39. 4. 1 (移転) S54. 9. 20	集会場 講座室(2) 和室 料理実習室 図書室 児童室 体育室(2) 花高体育室 花高体育室集会所 多目的室 小会議室	98,496人
相浦地区 コミュニティセンター	川下町 209-5	鉄筋2階建 1階 支所併設 2階 コミュニティセンター (設置) S39. 4. 1 (移転) H30. 5. 7	講座室(7) 和室 料理実習室 図書室 工芸室 多目的ホール 体育室	124,435人

コミュニティセンター名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数 (R6実績)
日宇地区 コミュニティセンター	日宇町 675-2	鉄筋2階建 1階 支所など 2階 コミュニティセンター (設置) S45. 9. 1	講堂 講座室(2) 和室 料理実習室 図書室 体育室 体育室内会議室(2)	40,697人
三川内地区 コミュニティセンター	三川内本町 289-1	鉄筋2階建 1階 支所など 2階 コミュニティセンター (設置) S45. 7. 1	講堂 講座室(1) 和室 料理実習室 図書室 体育室 ホール	21,601人
大野地区 コミュニティセンター	田原町 13-29	鉄筋3階建 1階 支所併設 2階 コミュニティセンター 3階 コミュニティセンター (設置) S49. 7. 1	講堂 講座室(5) 和室 料理実習室 図書室 体育室 児童室	46,052人
宮地区 コミュニティセンター	城間町 345	鉄筋2階建 1階 支所併設 2階 コミュニティセンター (設置) S50. 7. 14 (建替) R3. 1. 12	講堂 講座室(2) 和室 料理実習室 図書室 体育室	14,279人
針尾地区 コミュニティセンター	針尾中町 1538-5	鉄筋2階建 1階 支所併設 2階 コミュニティセンター (設置) S52. 4. 1	講堂 識座室(2) 和室 料理実習室 図書室 体育室 多目的室	10,900人
柚木地区 コミュニティセンター	柚木町 2088-2	鉄筋2階建 1階 支所併設 2階 コミュニティセンター (設置) S53. 4. 1	講堂 講座室(1) 和室 料理実習室 図書室 体育室	15,354人

コミュニティセンター名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数 (R6実績)
中里皆瀬地区 コミュニティセンター	上本山町 1228-1	鉄筋2階建 1階 支所併設 2階 コミュニティセンター (設置) S55. 4. 1	講堂 ホール 講座室(1) 和室 料理実習室 図書室 体育室	35,286人
南地区 コミュニティセンター	稲荷町 2-5	鉄筋2階建 1・2階 児童センター併設 (設置) S56. 4. 1	講堂 講座室(3) 和室 料理実習室 工芸室 体育室 集会室	21,459人
江上地区 コミュニティセンター	指方町 1759	鉄筋2階建 1階 支所併設 2階 コミュニティセンター (設置) S57. 4. 1	講堂 文化ホール 講座室(2) 会議室 和室 料理実習室 体育室	18,400人
中部地区 コミュニティセンター	光月町 6-17	鉄筋7階建 1階 地区コミュニティセンター 2～7階 コミュニティセンター (設置) S58. 4. 1	研修室 講座室(1) 和室 調理実習室 図書室	23,436人
西地区 コミュニティセンター	金比良町 1-7	鉄筋2階建 (設置) S58. 11. 1 (改造) H8. 3. 29	ホール 視聴覚室 講座室(4) 和室 料理実習室 図書室	25,730人
九十九地区 コミュニティセンター	下船越町 306-7	鉄筋1階建 (設置) S60. 4. 1	講堂 講座室(2) 料理実習室 図書室 和室	4,488人
北地区 コミュニティセンター	春日町 18-9	鉄筋2階建 1階 児童センター併設 2階 コミュニティセンター (設置) S62. 4. 1	講堂 講座室 和室 料理実習室 工芸室	19,787人

コミュニティセンター名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数 (R6実績)
黒島地区 コミュニティセンター	黒島町 3175	鉄筋・鉄骨2階建 1階 支所併設 2階 コミュニティセンター (設置) S63. 4. 1	会議室 和室(2) 料理実習室 図書室(兼事務室)	3,818人
広田地区 コミュニティセンター	重尾町63	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)2階建 1階 児童センター併設 2階 コミュニティセンター (設置) H8. 5. 1	講堂 講座室(2) 会議室 和室 料理実習室 工芸室 図書室	37,151人
山澄地区 コミュニティセンター	潮見町 14-14	鉄筋4階建 1階 駐車場、電気室等 2階 児童センター併設 3階 コミュニティセンター 4階 コミュニティセンター (設置) H16. 4. 1	講堂 講座室(2) 会議室 和室 料理室 工芸室 図書室	39,015人
愛宕地区 コミュニティセンター	赤崎町 596-26	鉄骨3階建 1階 駐車場、事務室 2階 コミュニティセンター 3階 コミュニティセンター (設置) H20. 10. 1	大集会室 交流室 教養室(2) 調理実習室 多目的室 工芸室 談話室	7,634人
吉井地区 コミュニティセンター	吉井町立石 473	鉄筋造2階建 1階 支所、福井洞窟 ミュージアム併設 2階 コミュニティセンター (設置) S46. 11. 1 (建替) R2. 5. 7	講堂 講座室(3) 図書室 和室 調理実習室	31,506人
世知原地区 コミュニティセンター	世知原町 栗迎246-1	鉄筋コンクリート造 3階建 1階 コミュニティセンター 2階 支所併設 3階 コミュニティセンター (設置) S45. 10. 1 (移転) H30. 4. 1	調理室 和室 図書室 講座室(3) 小研修室(2) 大研修室(3) 体験学習館 講堂 多目的室	17,669人

コミュニティセンター名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数 (R6実績)
宇久地区 コミュニティセンター	宇久町平 2691	鉄筋コンクリート造 2階建 (2階…宇久小学校体育館) 1階 コミュニティセンター 図書室 (設置) S61. 10	会議室 研修室 和室(A、B) 実習室 調理実習室 図書室	5,934人
小佐々地区 コミュニティセンター	小佐々町 西川内 172-3	鉄筋コンクリート造 4階建 1階 支所併設 2階 コミュニティセンター・事務室 3階 会議室他 4階 機械室他 (設置) S55. 5. 20 (移転・改修) R4. 4. 1	講堂 講座室(2) 和室 調理実習室 伝習室	20,937人
江迎地区 コミュニティセンター	江迎町長坂 263	鉄筋コンクリート造 4階建 (設置) S32. 10. 1 (移転) R6. 10. 1	講堂 インフィニタス 講座室(3) 和室 調理実習室 図書室	25,757人
鹿町地区 コミュニティセンター	鹿町町 下歌ヶ浦 8-37	鉄筋コンクリート造 2階建 1階 支所併設 2階 コミュニティセンター (設置) S54. 7. 16	ホール 和室(1号、2号) 生活実習室 会議室 視聴覚室 食堂 集会室	8,191人
清水地区 コミュニティセンター	保立町 12-31 総合教育 センター内	鉄筋コンクリート造 3階建(一部4階建て) 1階 事務室、コミュニティセンター 少年科学館 2階 コミュニティセンター、少年科 学館、教育センター 3階 教育センター 4階 少年科学館 (設置) H22. 10. 1	講堂 講座室(2) 和室 調理実習室 工作美術室	30,809人

コミュニティセンター名	所在地	構造・設置	施設内容	利用者数 (R6実績)
崎辺地区 コミュニティセンター	十郎新町 3-7	鉄筋コンクリート造 2階建 (設置) H25. 2. 1	大集会室 多目的室 調理実習室 教養室(2) 交流室 工芸室 談話室	10,409人

(2) 市民協働

① 市民公益活動の支援

市民活動団体（NPOやボランティア団体等）の活動の拠点施設である「させば市民活動交流プラザ」を運営し、市民公益活動の支援を行っている。

【プラザの主な機能】

- ・市民が自由に使えるサロンのスペース（パソコン、図書等）
- ・NPOやボランティアの相談窓口機能
- ・会議室、作業スペース（コピー機・印刷機）、団体向けロッカー、メールボックス等の貸し出し
- ・各団体の活動紹介、各種情報提供等

(3) SASEBO 99 Talk M Café 地域型（車座集会）

令和5年10月から、市内27地区自治協議会ごとに、市長と地域のみなさまが地域の未来像や地域活動を豊かにするアイデア等をテーマに自由に意見交換を行っている。

市民安全安心課

1. 交通安全

令和 6 年中の市内における交通事故は、発生件数 467 件（前年 498 件）、死者数 1 人（前年 5 人）、負傷者数 578 人（前年 621 人）であった。

死者数のうち、交通弱者といわれる 65 歳以上の高齢者は 0 人（前年 4 人）、中学生以下の子どもは 0 人（前年 0 人）であった。

交通事故死者数は昭和 45 年の 27 人をピークに減少傾向にあるが、依然として過去 5 年間の平均で年間約 5 人が交通事故で亡くなっている。中でも、高齢者人口の増加、高齢者の運転免許人口の増加に伴い、高齢者の交通事故死者数は過去 5 年間の平均で年間約 3 人と、全体の死者数の 2/3 を占めており、高齢者の交通安全対策が喫緊の課題となっている。

また、飲酒運転による交通事故発生件数は、交通事故死者数のピーク時（昭和 45 年）の 55 件に比べ減少しているものの、近年は横ばいで推移しており、過去 5 年間の平均は年間約 8 件となっている。

こうした情勢を踏まえ、以下の事業を実施している。

①交通安全運動推進事業

- ・各季（年 4 回）の交通安全運動、交通安全週間等による啓発
- ・交通指導員による啓発
- ・交通安全母の会、交通少年団への活動支援

②交通安全教育事業

- ・高齢者及び幼児を対象とした交通安全教室の実施
- ・交通安全学習館の管理運営

こうした事業を推進することで、「人命尊重」と「ゆとりと思いやり」を基本に交通安全思想の高揚を図り、「正しい交通ルールの遵守」、「交通マナーの実践」を習慣づけるとともに、交通事故のない「安全な生活を守るまち」の実現を目指している。

(1)交通事故の推移

区分 暦年	発生件数（件）		死者数（人）		負傷者数（人）	
	全体	うち高齢者	全体	うち高齢者	全体	うち高齢者
平成25年	1,315	343	7	4	1,756	261
平成26年	1,191	340	13	9	1,516	230
平成27年	1,079	344	5	3	1,418	191
平成28年	1,035	325	10	9	1,349	201
平成29年	968	322	5	5	1,223	207
平成30年	861	277	7	3	1,104	195
令和元年	727	278	4	2	952	166
令和2年	492	197	4	3	627	114
令和3年	497	185	5	4	610	90
令和4年	481	203	6	3	633	117
令和5年	498	193	5	4	621	103
令和6年	467	216	1	0	578	108

（高速道路での事故も含む）

(2)交通安全学習館

旧交通公園センター施設1階の一部を、視聴覚教材鑑賞のためのシアタールームに改築し、令和2年1月6日に開館した。新たに交通安全シミュレータ（運転者及び歩行者用）機器を導入し、ゴーカートに代わる受入型の交通安全教育及び高齢者及び幼児を対象とした出前型教育の拠点として運用。

- 1階：交通安全シミュレータ（運転者及び歩行者用・自転車用）、シアタールーム
- 2階：講堂（150人収容可能）

○交通安全教育実績

（単位：人）

年度	受入型			出前型		
	高齢者	幼児(子ども)	その他	高齢者	幼児(子ども)	その他
令和元年度	47	373	46	11	3,522	0
令和2年度	243	177	66	83	11,429	12
令和3年度	168	38	18	187	9,599	191
令和4年度	311	189	116	319	12,847	222
令和5年度	384	349	218	389	12,666	304
令和6年度	142	278	116	147	12,369	233

※令和元年度の数値は、開館日（令和2年1月6日）から令和2年3月31日までの実績

2. 防犯推進

「安全な生活を守るまち」の実現を推進するため、「佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり条例」及び「佐世保市暴力団排除条例」に基づき、警察などの関係機関と連携を図りながら、町内会等や関係団体が自主的に取り組む防犯啓発活動、地域安全活動、暴力追放運動等に対する支援を行っている。

(1) 防犯活動等推進事業

①LED 防犯灯更新に関する支援

町内会等が、防犯の目的で所有している LED 防犯灯について、更新の支援を行っている。（事前の協定締結が必要）

②防犯灯電灯料に関する支援

町内会等が、防犯の目的で設置された防犯灯の電灯料に対し、1 灯当たり 10W 分の支援を行っている。（事前の協定締結が必要）

③地域防犯活動事業に関する支援

各地区防犯協会への補助をはじめ、地域防犯活動を行う町内会等団体への補助を行っている。

④防犯ボランティア登録団体の募集案内及びネットワークフォーラムの開催

防犯ボランティア登録団体を増やしていくために、全町内会への広報チラシの送付等を行っている。

佐世保市犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会において決定された防犯ボランティア団体に対する表彰を行っている。

⑤佐世保市防犯アドバイザーの派遣

「自分の身は自分で守る。」という防犯意識を醸成させるために、住民、児童、生徒、教職員等を対象とした防犯教室を実施している。

防犯アドバイザーの派遣を通して、昨今のニセ電話詐欺等の高齢者を狙った犯罪対応や児童生徒に対する不審者対応など、各種犯罪から身を守るための知識を得ていただき、さらなる防犯意識の啓発を図る。

(2) 更正保護事業

①更正保護団体への支援

犯罪の予防及び更正保護に関する事業の健全な発達に寄与することを目的とする活動に取り組む、長崎更正保護協会佐世保支部に対し、補助等の必要な支援を行っている。

②佐世保市再犯防止実施方針の策定

罪を犯した方に対して市が行っている施策を周知するため、佐世保市再犯防止実施方針を策定し、関係機関へ配布している。

3. 援護

(1)戦没者（軍人、軍属、準軍属）遺族等の援護

戦傷病者戦没者遺族等援護法、恩給法等に基づき、戦没者（軍人、軍属、準軍属）遺族、戦傷病者及び旧軍人、軍属に関する県への進達事務を行っている。

(2)戦没者等の追悼行事の開催

- 佐世保空襲死没者追悼行事 6月29日
- 戦没者追悼式（東山海軍墓地） 10月下旬

(3)原爆被爆者の援護

被爆者に対する各種手当支給に関する県への進達事務を行っている。

(4)災害弔慰金・災害援護資金貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行っている。

自然災害により被害を受けた世帯に対しては災害援護資金（銀行融資）の貸し付けを行っている。

(5)災害復興住宅等資金預託貸付

災害により住宅又は宅地に被害を受け、これを復旧又は移転・取得する被災者に対して災害復興住宅等資金（銀行融資）の貸し付けを行っている。

(6)小災害生活資金預託貸付

災害により被害状況が全焼、全壊、全流失又は半焼、半壊、半流失した世帯及び30日以上避難した世帯の市民に対して、生活の自立を支援するため、必要な生活資金（銀行融資）の貸し付けを行っている。

(7)小災害見舞金

災害救助法、被災者生活再建支援法、長崎県・市町被災者生活再建支援制度の適用を受けない火災、風水害等の罹災者に対して、見舞金等の支給を行っている。

(8)長崎県・市町被災者生活再建支援制度

県内で被災者生活再建支援法が適用される災害が発生し、支援法に定める被災世帯に該当するものの、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その再建を支援するため、支援金の支給を行っている。

(9)災害時用備蓄品

災害発生に対応するため、国が策定している「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び長崎県が策定している「災害時の物資備蓄等に関する基本方針」に基づき、被災者の支援に必要な3日分の現物備蓄を確保し、災害時用備蓄品の適正な維持・管理を行っている。

(10)行旅病人行旅死亡人救護

行旅病人及び行旅死亡人取扱法の定めるところにより、行旅死亡人について本人の識別に必要な事項を記録し、火葬を行い、その遺骨を安置する等の事務を行っている。

4. 消費生活

佐世保市消費生活センターでは、消費者の利益の擁護および増進を図るため、消費生活に関する相談の受付、消費者への意識啓発、計量検査など、関係各団体との連携を図り、下記業務を推進している。

(消費生活相談)

- 消費生活に関する相談
- 弁護士による消費生活相談の実施（毎月1回）第3火曜日

(消費者意識啓発)

- 消費生活出前講座の開催
- 消費生活教室の開催
- 消費生活ニュースの発行
- 生活学校の支援・育成

(計量行政)

- 特定計量器の定期検査

(1) 商品・役務別相談件数の推移

相談項目		年度	R4	R5	R6
商 品	商 品 一 般		133 件 (7.4)	151 件 (8.4)	256 件 (13.0)
	食 料 品		141 件 (7.9)	140 件 (7.8)	175 件 (8.9)
	住 居 品		95 件 (5.3)	78 件 (4.3)	70 件 (3.6)
	光 熱 水 品		27 件 (1.5)	14 件 (0.8)	21 件 (1.1)
	被 服 品		105 件 (5.8)	86 件 (4.8)	84 件 (4.3)
	保 健 衛 生 品		167 件 (9.3)	168 件 (9.4)	214 件 (10.9)
	教 養 ・ 娯 楽 品		148 件 (8.2)	139 件 (7.7)	93 件 (4.7)
	車 両 ・ 乗 り 物		43 件 (2.4)	64 件 (3.6)	31 件 (1.6)
	土 地 ・ 建 物 ・ 設 備		45 件 (2.5)	55 件 (3.1)	39 件 (2.0)
	他 の 商 品		4 件 (0.2)	2 件 (0.1)	1 件 (0.1)
	商 品 計		908 件 (50.6)	897 件 (50.0)	984 件 (50.1)
役 務	ク リ ー ニ ン グ		5 件 (0.3)	3 件 (0.2)	3 件 (0.2)
	レ ン タ ル ・ リ ー ス ・ 貸 借		81 件 (4.5)	85 件 (4.7)	78 件 (4.0)
	工 事 ・ 建 築 ・ 加 工		59 件 (3.3)	52 件 (2.9)	68 件 (3.5)
	修 理 ・ 補 修		24 件 (1.3)	25 件 (1.4)	51 件 (2.6)
	管 理 ・ 保 管		2 件 (0.1)	5 件 (0.3)	3 件 (0.2)
	役 務 一 般		6 件 (0.3)	12 件 (0.7)	6 件 (0.3)
	金 融 ・ 保 険 サ ー ビ ス		194 件 (10.8)	187 件 (10.4)	226 件 (11.5)
	運 輸 ・ 通 信 サ ー ビ ス		141 件 (7.9)	143 件 (8.0)	156 件 (7.9)
	教 育 サ ー ビ ス		8 件 (0.4)	4 件 (0.2)	6 件 (0.3)
	教 養 ・ 娯 楽 サ ー ビ ス		161 件 (9.0)	94 件 (5.2)	105 件 (5.3)
	保 健 ・ 福 祉 サ ー ビ ス		51 件 (2.8)	65 件 (3.6)	60 件 (3.1)
	他 の 役 務		82 件 (4.6)	100 件 (5.6)	86 件 (4.4)
	内 職 ・ 副 業 ・ 相 場		12 件 (0.7)	47 件 (2.6)	33 件 (1.7)
	他 の 行 政		13 件 (0.7)	6 件 (0.3)	24 件 (1.2)
役 務 計		839 件 (46.7)	828 件 (46.1)	905 件 (46.0)	
他 の 相 談		49 件 (2.7)	70 件 (3.9)	77 件 (3.9)	
総 件 数		1,796 件 (100.0)	1,795 件 (100.0)	1,966 件 (100.0)	

() 内は構成比%

(2) 計 量

計量法で定める計量器定期検査を実施した。

令和 6 年度

項目	検査日数	検査戸数	検査器数	不 合 格 数	不合格率 (%)	検査手数料 (円)
集 合	27	202	430	1	0.2	334,090
所 在 場 所	47	337	630	14	2.2	867,500
計	74	539	1,060	15	1.4	1,201,590

5. 市民相談

市民相談室では、相談員や弁護士等が市民からの相談に応じている。
 犯罪により被害を受けた被害者およびその家族や遺族の支援を行う。

(1) 専門家による特別相談日

曜日	種別	相談員	時間
第1月	法律	弁護士	13時～16時
第1・4火	行政相談	行政相談委員	13時～16時
木	法律	弁護士	13時～16時
第1・3金	宅地、建物	専門相談員	13時～16時

- ・上記日割のほか、毎日市の相談担当職員が相談に応じている。
- ・弁護士相談は、来室の上、相談内容を伺ってからの予約となる。

(2) 年度別相談件数

(件)

年度別	行政相談	一般相談	計
R2	16	1,350	1,366
R3	40	1,133	1,173
R4	7	1,103	1,110
R5	3	1,384	1,387
R6	1	1,355	1,356

(3) 行政及び一般相談内訳（令和6年度）

① 行政相談

(件)

市	1件	国	0件	県	0件
水道局	1				
					計 1件

② 一般相談

種別	件数	種別	件数	種別	件数
相続	367	建物	41	交通	10
相続隣	157	親子	31	税金	9
金銭	92	男女	29	兄弟	6
夫婦	88	賠償	28	その他	319
土地	85	借地	20		
借家	60	職業	13	計	1,355件

6. その他

自衛官の募集に関する業務

自衛官の募集に関する広報等を行っている。

支 所

市内に16支所を設け、地域に密着した行政窓口として戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑登録証明等の交付事務、個人番号カード等の申請受付及び交付事務、国保・介護・年金・児童手当・戸籍・住民異動届等の受付事務、市税等の収納事務、その他地域の要望等の対応などの行政サービスを提供している。

R7.4.1 現在

支 所 名	所 在 地	建設年月日	様 式・構 造	取扱件数 (R6実績)	備 考 (コミュニティセンターとの併設)
早 岐	早岐1丁目 6番38号	S54. 9. 20	鉄筋コンクリート造 2階建	66,459件	
相 浦	川下町 209番地5	H29. 9. 29	鉄筋コンクリート造 2階建	55,949件	○
日 宇	日宇町 675番地2	S45. 8. 18	鉄筋コンクリート造 2階建	54,189件	○
大 野	田原町 13番29号	S49. 7. 1	鉄筋コンクリート造 3階建	29,406件	○
中里皆瀬	上本山町 1228番地1	S55. 4. 1	鉄筋コンクリート造 2階建	18,180件	○
柚 木	柚木町 2088番地2	S53. 2. 28	鉄筋コンクリート造 2階建	10,361件	○
黒 島	黒島町 3175番地	S48. 1. 20	鉄筋コンクリート造 2階建	2,062件	○
江 上	指方町 1759番地	S57. 4. 1	鉄筋コンクリート造 2階建	11,308件	○
三 川 内	三川内本町 289番地1	S45. 6. 22	鉄筋コンクリート造 2階建	14,517件	○
針 尾	針尾中町 1538番地5	S52. 4. 1	鉄筋コンクリート造 2階建	7,365件	○
宮	城間町 345番地	S50. 7. 14 (R2.11改修)	鉄筋コンクリート造 2階建	9,970件	○
吉 井	吉井町立石 473番地	R 1.12.20	鉄筋コンクリート造 2階建	18,557件	○
世 知 原	世知原町栗迎 246番地1	H 1. 3. 15	鉄筋コンクリート造 3階建	8,508件	○
小 佐 々	小佐々町西川内 172番地3	H12. 3. 31	鉄筋コンクリート造 4階建	16,358件	○
江 迎	江迎町長坂 263番地	S45.10.10 (R6.3改修)	鉄筋コンクリート造 4階建	18,580件	○
鹿 町	鹿町町下歌ヶ浦 8番地37	S54. 7. 16	鉄筋コンクリート造 2階建	8,855件	○

人権男女共同参画課

「安全・安心な暮らしを支えるまち」を目指し、市民が全ての人の人権を尊重し、多様性を認め偏見や差別、暴力などがなく、性別に関わらずだれもが活躍できる社会づくりを進めている。

1. 人権に関する啓発・教育の推進

事業の概要

① 人権に関する啓発・教育の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成26年度に「佐世保市人権教育・啓発基本計画(改訂版)」を策定し、人権啓発・教育を実施している。

主な事業としては、講演会（上映会）の開催、啓発リーフレット等の配布、広報させば「人権シリーズ」や「人権週間」における広報、企業や学校、市職員への研修などを「佐世保市人権啓発推進協議会」や「佐世保人権擁護委員協議会」など関係機関との連携のもとに実施している。

② 人権擁護委員の活動への支援

法務大臣からの委嘱を受け、人権相談活動、人権侵犯に関する調査・救済活動、人権啓発活動などを行う市内の人権擁護委員に対して支援を行い、連携を図りながら、人権擁護に取り組んでいる。

2. 平和行政

平和に関する各種業務を行っている。

3. 男女共同参画の推進

事業の概要

① 男女共同参画に関する啓発・教育の推進

「男女共同参画社会基本法」に基づき、「第4次佐世保市男女共同参画計画」を令和4年度に策定し、男女共同参画推進に係わる啓発・教育を実施している。

主な事業としては、講演会、各種セミナー、研修会などを実施している。

〔男女共同参画推進センター「スピカ」〕

気軽に立ち寄れる図書交流コーナーや、様々な活動に利用できる研修室、創作室、調理実習室を備えた、男女共同参画社会を実現していくための活動拠点施設として運営している。

住 所	〒857-0863 佐世保市三浦町2番3号 アルカス SASEBO(2階)
電話・FAX	電話：(0956) 23-3828 FAX：(0956) 23-3880
開館時間	〔図書交流コーナー・事務室の開所時間〕 9:00～18:00 〔研修室・創作室・調理実習室の利用時間〕 9:00～22:00
休館日	毎週水曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

② 平等な参画機会の確保

あらゆる場面で女性の能力が発揮できる、平等な参画機会の確保を進めている。

③ 男女共同参画に関する相談・被害者救済への支援

「女性相談室」を設置して、様々な相談やDV等の被害者救済に取り組んでいる。

〔女性相談室〕

女性相談員が問題解決の方法を一緒に考えるほか、適切な案内を行っている。

また、毎月2回男女共同参画推進センター「スピカ」において出張女性相談を行っている。

場 所	市役所12階(佐世保市八幡町1番10号)
開 設	月曜日～金曜日 8:30～17:00 (祝日除く)
専用電話	☎0956-24-6180

出張相談

場 所	男女共同参画推進センタースピカ (佐世保市三浦町2番3号 アルカス SASEBO 2階)
開 設	原則 第2、第4土曜日 9:00～16:00

戸籍住民窓口課

法律、条例に基づき、戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、マイナンバーカード及び旅券に関する事務を行っている。

(1) 各種届受付・証明書交付等

- 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録に関する届書受付、台帳への登録記載、及び戸籍証明書・住民票の写し・印鑑登録証明書等の請求受付・交付を行っている。
- ライフイベントに伴う転入、転居、出生届等の受付時に、児童手当等の手続きについても戸籍住民窓口課で行っている。
- 平日の窓口受付のほか、休日や夜間においても、出生・婚姻・死亡等の戸籍に関する届書を夜間・休日専用の受付窓口（本庁舎1階北口）で受領している。
- 新生児誕生を祝して「佐世保市誕生記念品」を贈呈している。

(2) マイナンバーカードの申請受付・交付等

- マイナンバーカードの申請受付・交付等を行っている。
- 平日の窓口受付のほか、時機に応じて休日開庁や企業訪問、商業施設等においてもマイナンバーカードの申請受付等を行っている。

(3) マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等及びオンライン申請での各種証明書交付

- コンビニエンスストア等では、現在戸籍、現在戸籍の附票の写し、住民票の写し、印鑑登録証明書の交付を行っている。
- 佐世保市に本籍がある佐世保市外在住の方も、コンビニエンスストア等で戸籍証明書の交付が受けられる「本籍地証明サービス」を行っている。
- オンライン申請では、現在戸籍、現在戸籍の附票の写し、住民票の写し、身分証明書、独身証明書、印鑑登録証明書の交付を行っている。
- オンラインでの転出届の提出・転入手続きの来庁予定連絡ができる「引っ越しワンストップサービス」を行っている。

(4) 旅券事務

- 旅券の申請受付及び交付事務を行っている。

(5) おくやみコーナー

- おくやみに伴う市役所での手続きが必要な部署を調べ、手続き先の案内を行っている。

○取扱状況

(1) 戸籍事務取扱件数

(R6. 4. 1～R7. 3. 31)

事 項	本 庁	支所・行政センター	合 計
出 生	1,502	602	2,104
死 亡	3,889	907	4,796
婚 姻	2,312	117	2,429
離 婚	568	102	670
そ の 他	1,955	610	2,565
合 計	10,226	2,338	12,564

※本庁には他市町村からの送付分を含む。

(2) 住民異動届事務取扱件数

(R6. 4. 1～R7. 3. 31)

項 目	本 庁	支所・行政センター	合 計
転 入 届	3,905	2,660	6,565
転 出 届	4,466	2,902	7,368
転 居 届	3,144	3,197	6,341
そ の 他	535	521	1,056
合 計	12,050	9,280	21,330

(3) 戸籍等抄本・住民票の写し・印鑑証明等取扱件数

(R6. 4. 1～R7. 3. 31)

項 目	本 庁	支所・行政センター	合 計	
戸籍関係	有料	41,074	20,735	61,809
	無料	27,064	540	27,604
住民関係	有料	72,399	43,020	115,419
	無料	19,227	598	19,825
印鑑関係	有料	31,879	29,030	60,909
	無料	167	259	426
合 計	有料	145,352	92,785	238,137
	無料	46,458	1,397	47,855

○ 外国人住民数 計 2,532 人 (R7. 3. 31現在)

会計管理室

会計管理室

1. 事務分掌

- (1) 会計管理者事務に関すること。
- (2) 指定金融機関に関すること。

2. 年間取扱件数（令和6年度）

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 収納件数 | 1,398,085 件 |
| (2) 支出件数(支出伝票枚数) | 88,742 件 |

3. 金融機関

- | | |
|--------------|--|
| (1) 指定金融機関 | (株)十八親和銀行 |
| (2) 指定代理金融機関 | (株)西日本シティ銀行 |
| (3) 収納代理金融機関 | 九州ひぜん信用金庫
九州労働金庫
(株)ゆうちょ銀行
(株)佐賀銀行
(株)福岡銀行
(株)佐賀共栄銀行
(株)長崎銀行
西海みずき信用組合
ながさき西海農業協同組合
九州信用漁業協同組合連合会 |

消 防 局

本市における常備消防は、消防局のもとに、中央消防署、東消防署、西消防署の3消防署と13出張所で編成され、火災の予防、警戒、鎮圧、救急、救助その他各種災害の防止や被害の軽減を図ることを目的として、佐世保市内及び広域1市5か町（西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町）の消防行政を推進している。

さらに、佐世保市域における消防防災体制を強化するため、防災危機管理局等と連携し、市民の防災意識の向上と大規模災害や緊急事態に即応できる体制の充実を図っている。

一方、佐世保市消防団は、1団6中隊59個分団で組織されており、常備消防と一体となって地域における消防の中核的な役割を担い、市民生活の安全確保に貢献している。

近年、自然環境や都市構造の複雑化により火災や風水害をはじめとした各種災害発生の危険性は随所に潜在していることから、地域コミュニティとの連携を深め、自助・共助・公助の精神に基づく消防行政を推進し、地域の実情に応じたきめの細かい消防サービスを提供しなければならない。

さらに、消防車両、消防水利並びに消防施設の整備によるハード対策と並行して、消防職員の資格取得や職員研修を推し進め、人材育成と組織の活性化などのソフト対策を充実させつつ、より高度で質の高い救急救助体制の構築を図る。

現 況

○火 災

消防局管内（広域圏委託1市5町を含む。）における、令和6年中の火災件数は88件（前年比16件の減少）、損害額1億1,949万円（前年比3,034万8千円の増加）、死者3人（前年と同数）、負傷者16人（前年比9人の増加）となっている。

○救 急

消防局管内における救急出場は18,921件で搬送人員15,485人であり、これは前年に比べ件数で226件増加し、搬送人員についても542人の増加となった。

なお、佐世保市内では14,686件の出場で11,857人の傷病者を搬送した。

○救 助

救助活動については、交通事故等で救助要請があり、救助隊が出場した件数は117件で79人を救助した。

重点施策

○施策1：火災や自然災害対策の推進

・消防車両等及び消防水利の整備

消防車や救急車を計画的に更新整備するとともに、適正に維持管理し、火災や救急要請並びに大規模自然災害に即応できるよう体制の充実を図る。

また、関係機関や自治会等との調整を図りつつ、防火水槽の整備促進に努める。

・通信指令システムの効果的な活用

通信指令システムの安定稼働に努めるとともに、システムの機能を活用してより効果的な災害対応を図る。また、通報時の心肺停止事案に対し、口頭指導及び救命処置を動画で配信するなど、バイスタンダーの効果的な救命処置の実施を支援し、救命率の向上に努める。

・消防庁舎の整備

地域の安全・安心を図るため、消防庁舎の安全性の確保は重要なものであり、適切な維持管理を行うことで災害時の迅速・安全な出場につながり、消防隊の初動時間の短縮が図られる。

狭隘で老朽化した庁舎の整備を進めるため、建設事業に順次着手し、消防活動拠点として消防機能の強化に努める。

○施策2：救急・救助の高度化

・救急救助体制の整備

地域住民に期待される救助体制づくりを推進するとともに、隊員の教育訓練を充実させる。

また、救急出場件数は前年に比べ増加となり、今後も高齢者人口の推移や各種感染症等に係る救急需要の状況を注視し、医療機関と緊密に連携しつつ高度な救命処置が可能な救急救命士を養成するとともに、市民に対してAEDを使用した応急手当の講習会を広く行い傷病者の生存率の向上を図る。

○施策3：火災予防対策の推進

・火災予防体制の整備

火災による被害を低減するため、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理を積極的に呼びかけるとともに、地域の防火組織である消防クラブ及び各町内会等の住民に対する各種防火研修などを通じて、地域における防火意識を高め、高齢者宅をはじめとする一般住宅の火災予防に努める。

事業所における火災の予防については、消防用設備等の適正な維持管理と防火・防災管理の指導を行い、安全を確保する。

また、石油類等を貯蔵し取り扱う危険物施設についても、保安意識の高揚を図り災害危険の低減を目指す。

さらに、SNSや報道機関の活用、防火協力団体との連携により、火災予防に関する広報活動の促進及び協力体制の構築を図る。

1. 消防職員階級等別人員 (R7. 4. 1 現在)

単位：人

階級等区分	消 防 監	消防監	消 防 司 令 長	消 防 司 令	消 防 司 令 補	消 防 士 長	消 防 副 士 長	消防士	計
実 数	1	4	11	31	72	125	18	117	379
定 数	370								

*実数には長崎県派遣職員も含めて計上

2. 消防団員定数等及び報酬 (R7. 4. 1 現在)

単位：人

階級等区分	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	合 計
定 数	1	13	69	76	161	302	987	1,609
実 数	1	13	69	71	147	304	744	1,349
年額報酬 (円)	82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,000	36,500	

*班長の実数は条例定数見直しの経過措置で一時的に超過しているもの

3. 消防団員一人当たりに対する人口及び面積

全人口		227,386 人
全面積		426.01 k m ²
消防団員 一人当たり	人 口	168.56 人
	面 積	0.318 k m ²

*人口は令和7年4月1日現在の長崎県推計人口による

*面積は令和7年1月1日現在の全国都道府県市区町村別面積調による

4. 消防水利現況（佐世保市内）（R7. 4. 1現在）

管轄別 種別		合計	中央消防署				東消防署	西消防署				
			本署	春日	干尽	日宇	本署	本署	祝橋	宇久	江迎鹿町	佐々
消火栓	合計	3,960	965	442	371	389	585	545	190	166	180	127
	公設消火栓	3,815	914	439	356	371	579	495	190	166	178	127
	私設消火栓	145	51	3	15	18	6	50	0	0	2	0
防火水槽	合計	1,041	99	86	32	70	154	107	199	95	156	43
	公設防火水槽	905	87	68	30	54	105	75	196	94	153	43
	私設防火水槽	136	12	18	2	16	49	32	3	1	3	0
プー ル		95	17	6	6	12	12	20	9	2	8	3

注：佐々出張所管内については、小佐々町分及び浅子町のみ記載

5. 消防用車両（R7. 4. 1現在）

種別 所属	計	消防ポンプ自動車	ポンプ自動車 水槽付消防	小型動力ポンプ 付多機能車	小型動力ポンプ 付積載車	ポンプ自動車 化学消防	ポンプ自動車 はしご付消防	救助工作車	救急自動車	その他の車両
消防局	12	0	1	0	0	0	0	0	4	7
中央消防署	19	3	1	0	0	2	1	1	5	6
東消防署	19	5	3	0	0	0	1	1	6	3
西消防署	16	4	2	0	0	0	1	1	6	2
消防団	102	48	1	8	36	0	0	0	0	9
合計	168	60	8	8	36	2	3	3	21	27

6. 火災発生件数

区 分		年 別					
		R2	R3	R4	R5	R6	
出火件数	建 物	52	45	46	48	36	
	林 野	8	6	5	4	0	
	車両・船舶・航空機	7	12	6	12	14	
	そ の 他	34	39	55	40	38	
	計	101	102	112	104	88	
建物火災	焼損棟数	全 焼	28	21	31	19	15
		半 焼	1	4	2	2	0
		部 分 焼	28	11	19	18	16
		ぼ や	31	24	24	36	22
	り世帯 災数	全 損	18	21	14	12	9
		半 損	0	8	1	1	0
		小 損	54	20	32	28	28
焼損面積	建 物 (㎡)	4,072	3,406	3,208	2,766	1,925	
	林 野 (a)	73	101	25	26	3	
死 傷 者	死 者	7	2	8	3	3	
	傷 者	16	13	13	7	16	
損 (単位 千円) 額	建 物	建 物	150,697	118,542	83,573	67,708	98,113
		収 容 物	30,775	27,761	23,016	16,139	13,933
		計	181,472	146,303	106,589	83,847	113,266
	林 野	217	0	0	0	0	
	車両・船舶・航空機	6,944	9,205	2,585	4,291	5,982	
	そ の 他	116	590	478	1,004	242	
	計	188,749	156,098	109,652	89,142	119,490	

7. 原因別火災発生件数

原因別 年別	た	こ	か	ス	ボ	排	電	電	内	配	火	マ	た	溶	灯	放	放	そ	不	合
	た	こ	か	ス	ボ	排	電	電	内	配	火	マ	た	溶	灯	放	放	そ	不	合
R2	5	4	1	3	1	3	4	7	1	2	0	1	32	0	2	0	0	15	20	101
R3	4	2	0	0	1	1	4	4	0	1	3	0	35	3	2	4	2	15	21	102
R4	3	8	1	2	0	0	0	5	2	1	1	1	35	1	3	2	2	17	28	112
R5	5	7	1	0	0	1	7	4	2	7	0	1	26	0	2	1	4	19	17	104
R6	3	4	2	2	0	2	2	2	3	3	2	4	23	2	1	4	0	6	23	88

8. 救急活動状況

種 別		年 別				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
火 災	件 数	14	14	16	8	16
	人 員	9	19	13	6	12
自 然 災 害	件 数	4	0	2	0	0
	人 員	4	0	2	0	0
水 難	件 数	23	25	18	25	27
	人 員	12	9	9	8	15
交 通	件 数	706	741	788	779	811
	人 員	638	621	635	596	641
労 災	件 数	121	113	117	98	143
	人 員	118	104	109	96	136
運 動 競 技	件 数	110	73	106	114	154
	人 員	111	67	101	108	140
一 般 負 傷	件 数	2,426	2,537	2,746	2,996	3,107
	人 員	2,173	2,256	2,341	2,508	2,627
加 害	件 数	37	31	35	37	36
	人 員	26	24	22	13	20
自 損 行 為	件 数	126	164	144	152	145
	人 員	93	106	87	91	85
急 病	件 数	9,477	9,820	11,340	12,034	12,072
	人 員	8,212	8,425	8,977	9,338	9,616
そ の 他	件 数	2,192	2,200	2,246	2,452	2,410
	人 員	1,997	2,010	2,043	2,179	2,193
合 計	件 数	15,236	15,718	17,558	18,695	18,921
	人 員	13,393	13,641	14,339	14,943	15,485

※ 件数は出場件数、人員は搬送人員

9. 救助活動状況

R6年中

区分 署別		事 故 種 別										
		火 災		交通事 故	水難事 故	自然 ・風水 災害等	機 械に よる 事故	建 物等 に よる 事故	ガ ス及 び 酸 欠事 故	破 裂事 故	そ の 他 の 事 故	計
		建 物	以 外									
中央 消防 署	出動件数	0	0	21	8	0	0	0	0	0	12	41
	活動件数	0	0	14	8	0	0	0	0	0	10	32
	救助人員	0	0	14	7	0	0	0	0	0	11	32
東 消防 署	出動件数	0	0	29	6	0	2	1	0	0	9	47
	活動件数	0	0	17	5	0	1	1	0	0	6	30
	救助人員	0	0	21	3	0	1	1	0	0	5	31
西 消防 署	出動件数	0	0	17	5	0	0	0	0	0	7	29
	活動件数	0	0	10	5	0	0	0	0	0	6	21
	救助人員	0	0	8	3	0	0	0	0	0	5	16
計	出動件数	0	0	67	19	0	2	1	0	0	28	117
	活動件数	0	0	41	18	0	1	1	0	0	22	83
	救助人員	0	0	43	13	0	1	1	0	0	21	79

選挙管理委員会

1. 組織

(1) 委員会の構成

委員長	下川 孝之	補充員	片渕 雅夫
職務代理者	大平 慎一	〃	久池井 一孝
委員	和田 隆	〃	鴨川 博明
〃	森 雪男	〃	片平 研一

2. 経常的事業

(1) 選挙常時啓発

明るく正しい選挙の実現に向け、あらゆる機会を通じて啓発を行う。

また、選挙人の政治意識の向上に努め、選挙に関する諸般の事項を周知徹底させるため、次の事業を重点的に行う。

① 新有権者啓発事業

新有権者や近い将来有権者となる学生を対象に、選挙に関心を持つよう、講話やパンフレット等を通じて啓発を行う。

② パンフレット等による啓発事業

選挙や政治への関心を深めるため、各種ポスター等を各町内会等に配布し、選挙啓発を行う。

③ 啓発ポスター、書写作品募集事業

小・中・高校の児童、生徒を対象に選挙に対する認識を深めてもらうため、ポスター、書写の募集、展示をする。

(2) 各種選挙人名簿の調製、異動整理

① 永久選挙人名簿（定時〔3月、6月、9月、12月の1日現在〕及び選挙時に追加登録）

② 在外選挙人名簿（随時登録）

(3) 検察審査員候補者予定者選定、同名簿調製

選挙人名簿から割り当てられた員数を抽選により選定後、名簿を検察審査会事務局へ送付する。

(4) 裁判員候補者予定者選定、同名簿調製

選挙人名簿から割り当てられた員数を抽選により選定後、名簿を長崎地方裁判所へ送付する。

3. 選挙人名簿登録者数

種 別	登 録 現在日	登 録 者 数			備 考
		男	女	計	
公職選挙法による 選挙人名簿 (在外選挙人名簿)	令和 7.6.1	91,240 (34)	104,141 (125)	195,381 (159)	投票区数 92

4. 有権者数及び投票率の推移

選挙別		有権者数	投票率(%)	選挙別		有権者数	投票率(%)	
衆議	昭 28. 4.19	116,485	70.83	知事	昭 30. 4.23	136,219	76.22	
	30. 2.27	124,845	75.39		33. 3. 2	133,321	67.16	
	33. 5.22	134,198	78.36		37. 2.25	136,869	68.78	
	35.11.20	140,936	78.83		41. 2.20	142,772	52.01	
	38.11.21	143,625	77.14		45. 2.22	160,188	67.23	
	42. 1.29	149,815	73.20		49. 2.17	163,701	66.81	
	44.12.27	160,915	75.99		53. 2.19	169,406	47.95	
	47.12.10	163,174	76.68		57. 2.21	173,904	50.70	
	51.12. 5	170,089	69.45		61. 2.23	177,083	52.54	
	54.10. 7	170,505	76.81		平 2. 2.18	179,440	77.52	
	55. 6.22	170,608	81.89		6. 2.20	184,553	56.23	
	58.12.18	177,398	70.72		10. 2.22	188,972	66.77	
	61. 7. 6	178,582	76.64		14. 2. 3	190,832	45.54	
	参議	平 2. 2.18	180,423		77.22	18. 2. 5	199,863	46.85
		5. 7.18	184,048	73.91	22. 2.21	205,136	55.07	
		8.10.20	188,372	62.79	26. 2. 2	210,624	35.31	
		10. 2.22	189,862	66.47	30. 2. 4	210,080	30.43	
		12. 6.25	190,721	64.67	令 4.2.20	202,169	42.77	
		15.11. 9	192,287	56.70	県議	昭 26. 4.30	98,102	82.57
		17. 9.11	200,644	66.72		28.10. 1	120,132	56.82
		21. 8.30	206,114	69.92		30. 4.23	126,685	76.57
		24.12.16	212,781	58.37		33. 3. 2	125,505	66.54
		26.12.14	32,452	40.11		34. 4.23	139,415	81.28
			178,219	50.76		38. 4.17	139,304	83.01
		29.10.22	32,923	49.39		42. 4.15	148,489	73.95
			178,691	54.50		45. 2.22	160,188	67.19
令 3.10.31		32,067	49.54	46. 4.11		162,580	74.44	
		171,964	54.09	49. 2.17		163,701	66.79	
5.10.22		167,725	39.36	50. 4.13		166,832	73.74	
6.4.28		31,318	26.01	53. 2.19		169,406	47.94	
6.10.27		196,393	50.05	54. 4. 8		170,896	73.71	
参議	28. 4.24	116,308	61.81	58. 4.10		172,689	75.32	
	31. 7. 8	133,620	64.01	62. 4.12		176,612	72.91	
	34. 6. 2	141,359	61.23	2. 2.18		179,440	77.49	
	37. 7. 1	136,045	71.29	3. 4. 7		179,060	67.67	
	40. 7. 4	140,263	70.60	平 7. 4. 9		184,770	57.79	
	43. 7. 7	152,569	71.33	11. 4.11	188,440	63.15		
	45. 3.15	160,955	32.13	15. 4.13	190,089	59.09		
	46. 6.27	161,978	59.82	19. 4. 8	207,839	55.90		
	49. 7. 7	165,493	72.75	23. 4.10	212,024	54.17		
	52. 7.10	170,204	69.80	27. 4.12	207,859	47.84		
	55. 6.22	170,608	81.88	31. 4.7	205,420	46.90		
	58. 6.26	172,650	56.17	令 5. 4. 9	198,187	43.50		
	61. 7. 6	178,582	76.63	市長	昭 26. 4.23	98,127	91.10	
	平 元. 7.23	180,945	69.59		30. 4.30	137,161	82.62	
		4. 7.26	182,425		49.64	34. 4.30	無投票	
	7. 7.23	187,124	48.57		38. 4.30	141,037	84.78	
	10. 7.12	190,068	54.94		42. 4.28	147,396	81.58	
	13. 7.29	191,214	56.84		46. 4.25	161,845	81.52	
	16. 7.11	192,245	57.40		50. 4.27	166,311	83.03	
	19. 7.29	208,746	57.81		54. 4.22	170,129	82.75	
22. 7.11	214,903	59.43	58. 4.24		171,930	76.69		
25. 7.21	212,186	50.82	62. 4.26		175,200	74.89		
28. 7.10	213,841	53.68	平 3. 4.21	177,470	69.85			
令 元. 7.21	208,586	43.09						
4.7.10	202,431	46.16						

選挙別		有権者数	投票率(%)
市長	平 7.4.23	183,332	72.79
	11.4.25	無投票	
	15.4.27	188,608	60.23
	19.4.22	205,202	66.80
	23.4.24	210,633	60.19
	27.4.26	無投票	
	31.4.21	205,114	50.11
	令 5.4.23	196,449	52.88
市	昭 26.4.23	98,127	91.08
	30.4.30	137,161	82.62
	34.4.30	141,552	86.83
	38.4.30	141,037	84.78
	42.4.28	147,396	81.58
	46.4.25	161,845	81.52
	50.4.27	166,311	83.03
	54.4.22	170,129	82.75
	58.4.24	171,930	76.70
	62.4.26	175,200	74.89
	平 3.4.21	177,470	69.85
	7.4.23	183,332	72.78
	11.4.25	186,957	63.40
	15.4.27	188,608	60.23
19.4.22	205,202	66.80	
23.4.24	210,633	60.19	
27.4.26	206,521	51.74	
31.4.21	205,114	50.10	
令 5.4.23	196,449	52.88	
議	昭 26.4.23	98,127	91.08
	30.4.30	137,161	82.62
	34.4.30	141,552	86.83
	38.4.30	141,037	84.78
	42.4.28	147,396	81.58
	46.4.25	161,845	81.52
	50.4.27	166,311	83.03
	54.4.22	170,129	82.75
	58.4.24	171,930	76.70
	62.4.26	175,200	74.89
	平 3.4.21	177,470	69.85
	7.4.23	183,332	72.78
	11.4.25	186,957	63.40
	15.4.27	188,608	60.23
19.4.22	205,202	66.80	
23.4.24	210,633	60.19	
27.4.26	206,521	51.74	
31.4.21	205,114	50.10	
令 5.4.23	196,449	52.88	

監査委員

1. 監査の実施(令和6年度実績)

監査の業務として、以下のとおり実施した。

決算審査 …… 一般会計・特別会計（15会計）、公営企業会計（2会計）について、歳入歳出事務の精査及び計数確認と、企業会計については、これと併せて運営状況に留意して審査を行った。

例月出納検査 …… 一般会計・特別会計（15会計）、公営企業会計（2会計）について計数確認及び現金出納事務の適否検査を行った。

財務監査

定期監査 …… 年次監査実施計画に基づき、12部局（課かい96）について監査を行った。

随時監査

（工事監査） …… 公共工事の適正性を確保するため工事監査を行った。
（対象1件）

財政援助団体等監査 …… 2団体の出納その他の事務の執行について監査を行った。

行政監査 …… 「歳入歳出外現金の取扱いについて」をテーマに監査を行った。

2. 監査委員

選任別	氏名	就任年月日
識見	宮崎 祐輔	令和元年8月1日
識見	赤瀬 隆彦	令和5年5月3日
識見	井上 友子	令和6年1月1日